

宇和島市自転車活用推進計画



令和6年3月

宇和島市

目次

はじめに.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	2
1. 目的.....	2
2. 対象地域.....	2
3. 計画期間.....	2
第2章 計画の位置づけ.....	3
1. 計画の位置づけ.....	3
2. 上位関連計画との関連性.....	4
第3章 自転車を取巻く現状と課題.....	11
1. 人口.....	11
2. 自転車の保有状況.....	12
3. 交通手段分担率.....	14
4. 自転車の利用状況.....	15
5. 関心の高い自転車に関する施策.....	19
6. 交通渋滞の発生状況等.....	20
7. 自転車の放置防止に関する条例等.....	22
8. 環境.....	23
9. コンパクトなまちづくりに向けた取組.....	24
10. 現状と課題.....	25
第4章 計画の基本方針と体系.....	26
1. 方針.....	26
(1) 自転車ネットワークの形成.....	27
(2) 自転車走行空間の整備.....	32
2. 計画の目標.....	33
第5章 実施する取組.....	35
1. 実施する取組.....	35
目標 1 自転車利用環境の安全性の確保.....	35
目標 2 公共交通との連携等による自動車への依存の低減.....	42
目標 3 自転車活用による健康の増進.....	46
目標 4 サイクルツーリズムの推進によるまちなか回遊と関係人口の拡大.....	47
第6章 社会実験.....	50
1. 実験の目的.....	50
社会実験 1 宇和島きさいやロード（市道恵美須町京町線）における自転車と歩行者の共存.....	50
社会実験 2 市道栄町港丸之内線における自転車・歩行者の共存.....	51
社会実験 3 レンタサイクルの片道利用（乗り捨て）による回遊のしやすさ.....	52
第7章 計画の進捗管理、評価と見直し.....	53
1. 計画の進捗管理.....	53



はじめに

わが国では、自転車の安全な利用促進に対して「自転車道の整備等に関する法律」（昭和 45 年法律第 16 号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号）に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進してきました。

自転車の活用による環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、「自転車活用推進法」（平成 28 年法律第 113 号）が平成 29 年 5 月 1 日に施行されました。本法では、交通の安全の確保をしたうえで、自転車の利用を増進し、自動車への依存度を低減することにより、公共の利益の増進に資すること等を基本理念としています。

この基本理念に加え、同法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として「自転車活用推進計画」（以下、「国の推進計画」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に閣議決定されました。

愛媛県（以下、「県」という。）では、「愛媛県自転車新文化推進計画」（以下、「県の推進計画」という。）は、自転車新文化の更なる拡大・深化に向けて、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、第 3 期アクションプログラム策定と合わせて、平成 31 年 3 月に都道府県自転車活用推進計画として策定し、令和 5 年 3 月までの 4 年間で第 1 次計画として取り組んできました。

第 1 次計画の 5 つの目標は継承しつつ、国の第 2 次推進計画や新型コロナウイルス感染症の影響、社会情勢の変化、世界の自転車活用のあり方を見据え、令和 5 年 4 月より 5 年間で第 2 次計画として策定し、施策の推進を図っています。

宇和島市（以下、「本市」という。）では、四国横断自動車道と自動車専用道路、国道 56 号により南北の交通軸が形成され、JR 宇和島駅は公共交通（鉄道）の終着点となっています。日常生活での買い物、駅・バス停への交通手段として通勤・通学に自転車が利用される一方で、自転車利用者のマナーなどの問題や通行区分が明示されていないために起きる歩行者と自転車による交錯など、自転車を安全に利用できるまちづくりのための課題があり、安心・安全な自転車利用を促進するため、本市の実情に応じた「宇和島市自転車活用推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



第1章 計画策定の趣旨

1. 目的

自転車は、老若男女、幅広い年齢層が気軽に利用できる、日常生活における身近な交通手段として利用されています。

特に、近年では、環境への配慮や、体力づくりなどの健康志向の増大、交通費やガソリン代の節約等の移動コスト削減、災害時における移動等の交通機能の維持など利用方法が多様化し、またスポーツ車や電動アシスト車など、日常生活からスポーツやレジャーといった利用目的に応じた様々な種類の自転車が普及しています。

このような背景をもとに、宇和島市では、通勤・通学・買い物などの日常生活のみならず、誰でも気軽にサイクリングや散走を楽しむことができるよう、市内の主要道路をはじめとする自転車通行空間の整備や、安全利用の啓発活動等の取り組みにより、まちなかの回遊性の向上、誰もが安心・安全かつ快適に移動できる自転車利用環境の整備により、自転車と歩行者および自動車が共存できる環境づくりを目指し、「宇和島市自転車活用推進計画」を策定しました。

2. 対象地域

本計画では、宇和島市全域を対象とします。

3. 計画期間

自転車活用推進法の目的及び基本理念にのっとり、自転車の活用を推進するためには、安全で快適に自転車を利用できる社会を実現しなければなりません。また、自転車利用者の利便性を向上させるとともに、自転車がより魅力的なものとなることが重要であり、これらについては、長期的な視点に立った着実な取組が必要です。

本計画における計画期間は、長期的な展望を視野に入れつつ、令和6年度から10年間となる令和15年度までとします。その間については、県計画や本市の各種計画等との連携を図りながら、必要に応じて、中間見直しを行うこととします。

図表1 計画期間





第2章 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

本計画は、宇和島市における自転車の活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進法の第11条の規定に基づき、国の自転車活用推進計画および愛媛県自転車新文化推進計画を上位計画とし、関連する主な本市の計画も踏まえ本市の自転車活用に関する総合計画として策定するものです。

図表2 計画の位置づけ



自転車活用推進法 第11条

市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



2. 上位関連計画との関連性

計画の策定にあたり、関連計画との整合及び連携を図るため、自転車活用推進に関連する記載を、以下のとおりです。

(1) 第2次宇和島市総合計画

資料名称	第2次宇和島市総合計画 後期基本計画	策定期期	2023年4月
都市の将来像	継承・共育・発信のまち “世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじま”の実現を目指して		
まちづくりの姿勢	『宇和島ならではの』を追求し、発信します		
施策の大綱と基本施策	政策目標 1 にぎわい 政策目標 2 思いやり 政策目標 3 支えあい 政策目標 4 住みよさ 政策目標 5 学びあい 政策目標 6 共に歩む 政策目標 7 つなぐ	○農林業の振興、水産業の振興、商工業の振興、観光の振興 →体験型・滞在型観光の展開、広域観光体制の充実、インバウンド対策 ○健康づくり・医療体制の充実、地域福祉の充実、結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実、高齢者支援の充実、障がい者支援の充実、社会保障の充実 →市民主体の健康づくり活動への促進、地域における安全・安心の確保、子どもの安全確保、社会参画と生きがいづくりの支援、生活環境整備の推進 ○環境自治体の形成、公園の整備と緑化の推進、消防・防災体制の充実、交通安全・防犯体制の充実 →環境自治体の形成に向けた体制の整備、地球温暖化対策、自然環境の保全、市民主体の環境美化・保全活動の促進、公園・緑地整備の総合的推進、交通安全に関する啓発等の推進、交通安全施設の整備、防犯環境の整備 ○計画的な土地利用の推進、市街地の整備、景観の形成、住宅施策の推進、道路・交通網、港湾の整備 →市街地整備体制の確立、適正な市街地形成の誘導、市街地の文化的景観の形成、良好な住環境の整備、市道等の整備、快適な道路空間の形成、公共交通の充実 ○学校教育の充実、生涯学習の充実、スポーツの振興、文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用、青少年の健全育成 →総合的な安全対策の推進、特色ある生涯学習事業の展開、スポーツ施設の整備と利用促進、スポーツ団体の育成、文化財の保存・整備・活用、豊かな人間性を育む地域活動の促進 ○コミュニティの育成、市民協働のまちづくりの推進、自立した公共経営の推進 →市民と行政との情報・意識の共有化、多様な主体との協働によるまちづくりの担い手育成、健全で持続可能な財政運営の推進、充実した行政サービスの提供、 ○安全な地域づくり、 →地域防災力の強化、社会教育施設・スポーツ施設等復旧、シティセールス戦略	



(2) 第2期まち・ひと・しごと創生宇和島市総合戦略

資料名称	第2期まち・ひと・しごと創生宇和島市総合戦略	策定時期	2020年3月
目指すべき将来の方向性	人や地域、まちが元気になる魅力的なうわじまづくり		
基本目標	基本目標 1	地域特性を活かした産業・経済の活性化と雇用の場の創出 →観光振興事業、インバウンドプラットフォーム創出事業	
	基本目標 2	魅力の発信による「住みたい・行きたい・帰りたい」の実現 →移住・定住促進事業、関係人口・交流人口の創出	
	基本目標 3	結婚の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実 →子どもたちの心身の健全育成と、安全に安心して過ごせる居場所づくりの推進	
	基本目標 4	市民と地域の力を強化した、持続可能なまちづくり →地域連携力の強化による持続可能なまちづくり →「ブルーゾーンうわじま」の実現	

(3) 宇和島市都市計画マスタープラン

資料名称	宇和島市都市計画マスタープラン	策定時期	2022年2月
都市づくりの基本理念	地域の特性とコミュニティ力を活かした 安全で安心にずっと暮らせる都市づくり		
都市づくりの基本方針	1.土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域における計画的な土地利用の規制・誘導 用途地域外における適正な土地利用の維持・保全 都市計画区域外での土地利用の維持・保全 	
	2.都市施設整備の方針	道路交通施設 <ul style="list-style-type: none"> 四国横断自動車道や国道等の広域的な道路交通ネットワークの構築 安全で活力ある市街地の形成のための幹線道路の整備・維持管理 中心市街地における自転車・歩行者ネットワークの構築 公共交通の充実・強化 道路環境の維持管理 公園・緑地 <ul style="list-style-type: none"> 大規模公園および都市基幹公園の整備 身近な公園の整備 都市にうるおいをもたらす緑化の推進 緑の基本計画の策定 河川・下水道 <ul style="list-style-type: none"> 水害を防ぐ主要河川の排水対策の推進 公共下水道の整備 親水空間におけるレクリエーションの場づくり その他の都市施設 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場等については、施設の拡張の必要性や更新年次等を踏まえ、計画的な整備を検討する 	



都市づくりの 基本方針	3.市街地整備 の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市基盤整備の推進 ・密集市街地の環境改善 ・市民や地域が主体となった都市づくりの推進
	4.都市環境形 成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業と調和した市街地 ・緑豊かでコンパクトな市街地の形成 ・歴史的町並みや文化遺産の保全と活用 ・個性的な景観の形成
	5.都市防災の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の耐震化の推進 ・中心市街地における防災に向けた整備 ・防災拠点・避難地等の整備 ・治水・治山対策の推進 ・防災体制の充実 ・復興の事前準備

(4) 都市再生整備計画

資料名称	都市再生整備計画 宇和島市中心地区（第2期） （第1回変更）	策定時期	2021年5月
目標 整備方針	<p>四国西南地域の玄関口にふさわしい魅力ある中心拠点の形成</p> <p>①医療・福祉が充実した、誰もが過ごしやすいまちづくり</p> <p>②観光資源の再構築によるにぎわいのあるまちづくり</p> <p>③安全で快適なまちあるきを提供するまちづくり</p> <p>→観光資源の整備と合わせ、市道の石畳舗装や照明施設の設置、観光情報案内板の整備を行い、まちなかエリア（駅周辺エリア、社寺仏閣エリア、ウォーターフロントエリア、伊達文化エリア）の回遊性を高める。</p> <p>→<u>狭小で危険な市道を改良することで、地域住民や観光客の安全性の向上を図る。</u></p> <p>④災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり</p>		
都市機能配置 の考え方	<p>・公共交通アクセス性に優れた中心市街地において、都市機能誘導区域内への都市機能施設の集約や再整備を講じ、都市機能を更に強化・充実させることで、魅力的な都市の再生を図る。</p> <p>→各都市機能施設や既存施設とのネットワーク化による連携強化を図るため、<u>道路景観の整備等の空間整備を行い、中心市街地のより一層の賑わいの形成を図る。</u></p>		



(5) 宇和島市地域交通網形成計画

資料名称	宇和島市地域交通網形成計画	策定時期	2019年7月
基本理念	“使える”地域公共交通網の形成と持続性確保		
交通結節点の方向性	広域交通結節点	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線同士、あるいは幹線・支線の円滑な乗継が可能となるよう整備を行う。 ・タクシーやマイカー、自転車との連携についても考慮する。 	
	主要交通結節点	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線・支線の円滑な乗継が可能となるよう整備を行う。 ・タクシーやマイカー、自転車との連携についても考慮する。 	
	乗継拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線・支線の円滑な乗継が可能となるよう整備を行う。 ・タクシーやマイカー、自転車との連携についても考慮する。 	
基本方針	基本方針1 基本方針2	<p>日常の移動に使える地域公共交通網形成</p> <p>地域の変化に合わせ、関係者が連携し、地域公共交通を継続して見直す</p>	

(6) 宇和島市観光戦略ビジョン

資料名称	宇和島市観光戦略ビジョン	策定時期	2018年3月
観光振興のめざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ・観光の目的地としての立ち位置の確立 南予地域における交流の中心 ・シビックプライドの醸成につなげる観光地域づくり 市民が自慢できる「宇和島市」 ・経済波及効果、雇用創出効果を意識 観光消費額の増加による波及効果 		
コンセプト	先人たちが培った文化『これぞ宇和島』に出会う		
基本戦略	戦略1	魅力あるまちづくり →環境・景観の保全と整備	
	戦略2	ターゲティング【施設対象の明確化】 →周遊促進、体験観光の実施、外国人コンテンツ	
	戦略3	地域ブランディングの確立と情報発信 →体験型観光コンテンツの充実	
	戦略4	広域観光の推進 →旅行商品の開発	
	戦略5	観光推進体制・受け入れ環境の整備 →市内周遊のための体制整備、二次交通の検討、観光客受け入れ体制の整備	



(7) 第11次宇和島市交通安全計画

資料名称	第11次宇和島市交通安全計画	策定期期	2021年4月
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故のない愛媛を目指して ・人優先の交通安全思想 ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築 		
道路交通環境の整備	<p>歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進し、今後の道路交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、身近な生活道路の安全の推進に取り組む。</p>		
講じようとする施策	<p>1. 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路における交通安全対策の推進 →歩行者・<u>自転車利用者の安全な通行を確保</u>するため、「ゾーン30」の整備を推進する ・通学路等における交通安全の確保 →通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、<u>自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備</u>、立体横断施設の整備等の対策を推進する。 ・高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 →歩道の段差・傾斜・勾配の改善、歩行者用休憩施設、<u>自転車駐輪場</u>、障がい者用の駐車スペース等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。 →歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、<u>放置自転車等の撤去</u>を行う市、関係団体と連携を図り積極的な取締りを推進する。 <p>2. 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化</p> <p>3. 幹線道路における交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 ・幹線道路における交通規制 ・重大事故の再発防止 ・適切に機能分担された道路網の整備 →歩道や<u>自転車道等の整備</u>を積極的に推進し、<u>歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離</u>を図る。 ・高速自動車国道等における事故防止対策の推進 ・道路の改築等による交通事故対策の推進 →歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩行者や車両と分離するための<u>自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等</u>の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。 →商業系地区等における<u>自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保</u>するため、交通量や通行状況に即して、幅の広い歩道、<u>自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備</u>を推進する。 ・交通安全施設等の高度化 <p>4. 交通安全施設等の整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の戦略的維持管理 ・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 →<u>自転車利用環境の整備、安全上課題のある踏切の対策等による自転車の安全な通行空間の確保</u>を図る。 ・幹線道路対策の推進 ・交通円滑化対策の推進 		



<p>講じようとする施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 ・道路交通環境整備への住民参加の促進 ・連絡会議等の活用 <p>5. 高齢者等の移動手手段の確保・充実</p> <p>6. 歩行空間のユニバーサルデザイン化</p> <p>7. 効果的な交通規制の推進</p> <p>→信号制御については、<u>自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。</u></p> <p>8. 自転車利用環境の総合的整備</p> <p>・安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>→クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、<u>自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、自転車ネットワーク計画を含む地方版自転車活用推進計画の策定や歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進する。</u></p> <p>→自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両については、取締りを積極的に実施する。</p> <p>→道路管理者等が<u>自転車ネットワークの作成や道路空間の整備、通行ルールの徹底を進められるようガイドラインの周知を図り、自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動、多様な自転車の開発・普及などのソフト施策を積極的に推進する。</u></p> <p>・自転車等の駐車対策の推進</p> <p>→自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用のされ方に応じた路外・路上の<u>自転車駐車場等の整備を推進する。</u></p> <p>→県、市、道路管理者、警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。</p> <p>9. 高度道路交通システム（ITS）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通情報通信システムの整備 ・ETC2.0 の展開 <p>10. 交通需要マネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用の促進 <p>11. 災害に備えた道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えた道路の整備 ・災害に強い交通安全施設等の整備 ・災害発生時における交通規制 ・災害発生時における情報提供の充実
------------------	---



<p>講じようとする施策</p>	<p>12. 総合的な駐車対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな駐車規制の推進 ・違法駐車対策の推進 ・駐車場等の整備 ・違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 ・パーキングパーミット制度の推進 <p>13. 道路交通情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の充実 ・ITS を活用した道路交通情報の高度化 ・分かりやすい道路交通環境の確保 <p>14. 交通安全に寄与する道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の使用及び占用の適正化等 ・休憩施設等の整備の推進 <p>→過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の遊び場等の確保 ・道路法に基づく通行の禁止又は制限 ・地域に応じた安全の確保
------------------	--

(8) 宇和島市健康づくり推進計画～第2次～

資料名称	宇和島市健康づくり推進計画～第2次～	策定時期	2013年3月
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主役 ・乳幼児期からの取り組み ・「市民（個人・家庭）」・「地域」・「行政」の協働 ・一次予防の重視と重症化予防の推進（非感染性疾患の予防） ・評価に基づく計画の推進 		
政策目標	だれもが健康で安心して暮らせるうわじま		
総合目的	<p>壮年期死亡の減少</p> <p>健康寿命の延伸</p> <p>生活の質の向上</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 循環器疾患及び糖尿病等を予防する 2. がんによる死亡を減らす 3. むし歯や歯周疾患を予防する 4. こころの健康を保つ 5. 心身ともに健康に年を重ねる 6. 地域ぐるみで健康づくりに取り組む 	



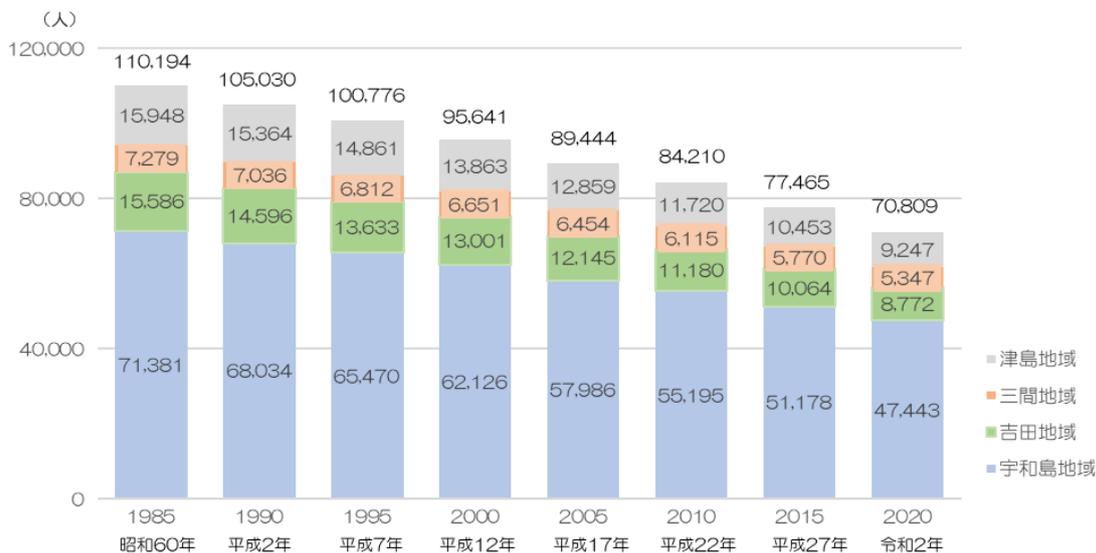
第3章 自転車を取巻く現状と課題

本章では、本市の自転車を取り巻く現状及び課題を整理しました。本市の自転車利用の状況を調べる手段として、令和4年6月に実施した「自転車の活用に関するアンケート調査」等により課題を分析します。なお、本市が把握していない項目は県や関連する機関のデータにより整理します。

1. 人口

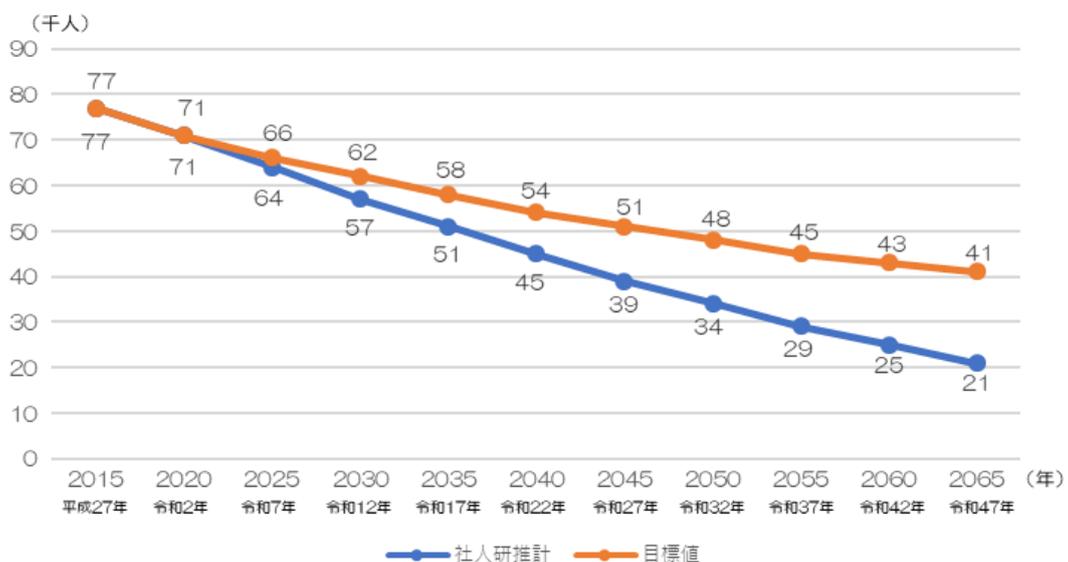
本市の人口は、令和2年の国勢調査では70,809人で減少を続けています。地域別では、宇和島地域が47,443人で最も多く、次いで津島地域が9,247人となっています。

図表 3-1 総人口の推移



資料：各年国勢調査

図表 3-2 宇和島市総合戦略（第2期）における宇和島市の人口の将来展望



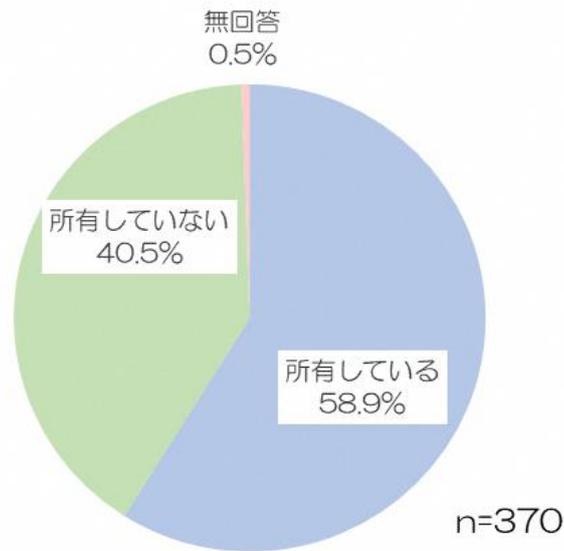
資料：宇和島市総合戦略（第2期）



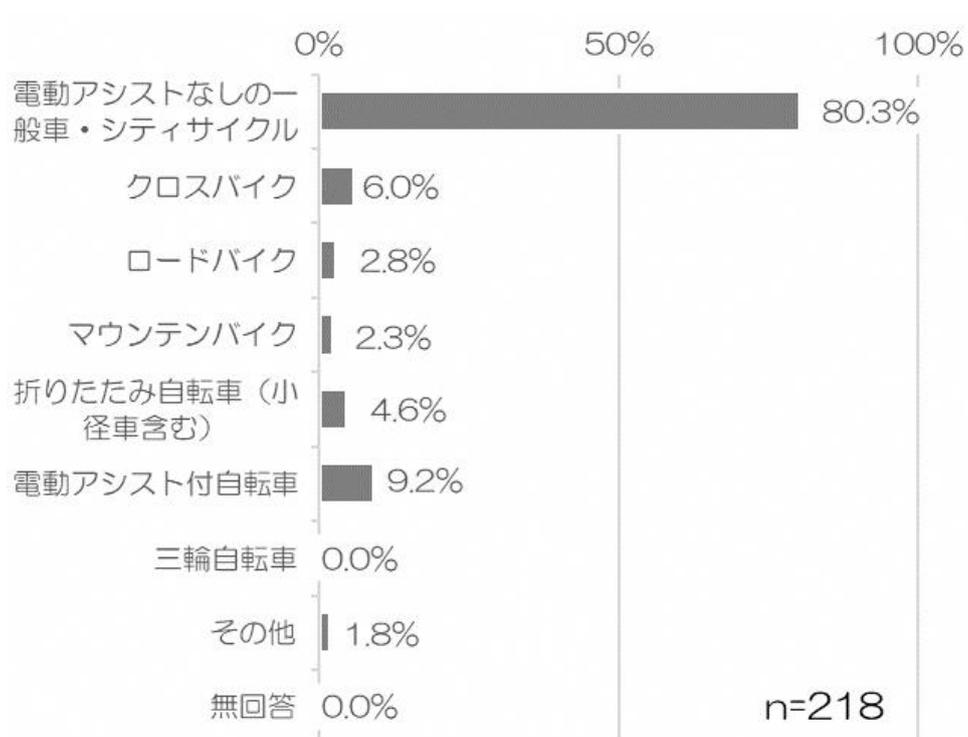
2. 自転車の保有状況

本市の19歳以上を対象としたアンケート調査では、自転車を保有する人の割合は58.9%でした。保有する自転車の種類は、電動アシスト機能のない一般車が最も多く、80.3%を占めています。次いで電動アシスト付き自転車が9.2%となっています。

図表 4-1 自転車の保有状況（一般）



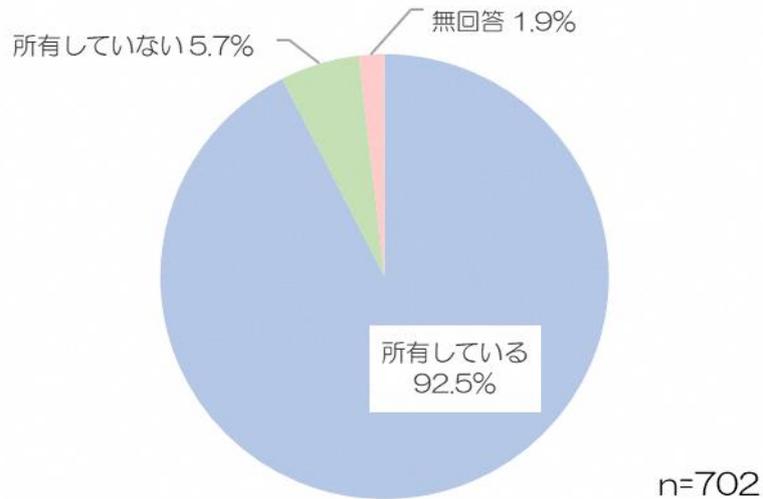
図表 4-2 保有する自転車の種類（一般）



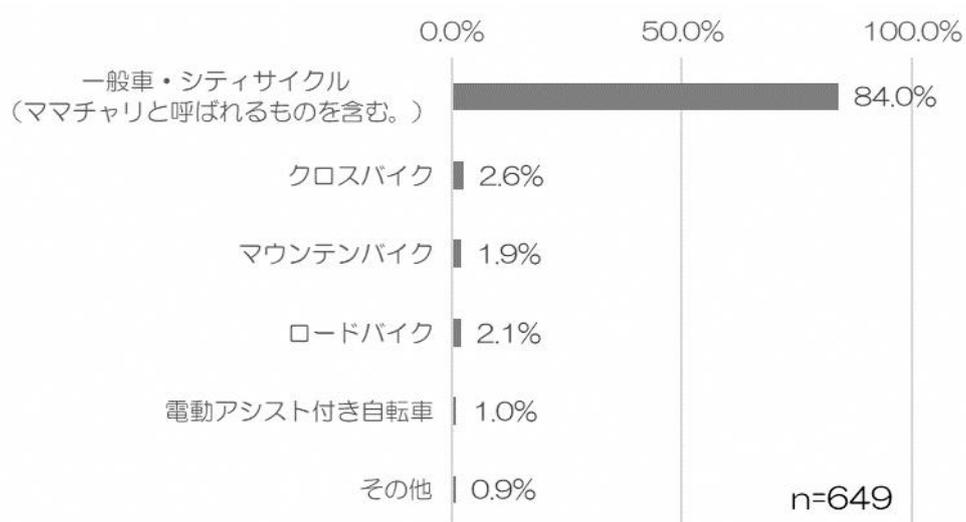


中学生と高校生を対象としたアンケート調査では、自転車を所有していると答えた方の割合は92.5%でした。所有する自転車の種類は、電動アシスト機能のない一般車が最も多く、84.0%を占めています。次いでクロスバイクが2.6%となっています。

図表 4-3 自転車の保有状況（中高生）



図表 4-4 保有する自転車の種類（中高生）

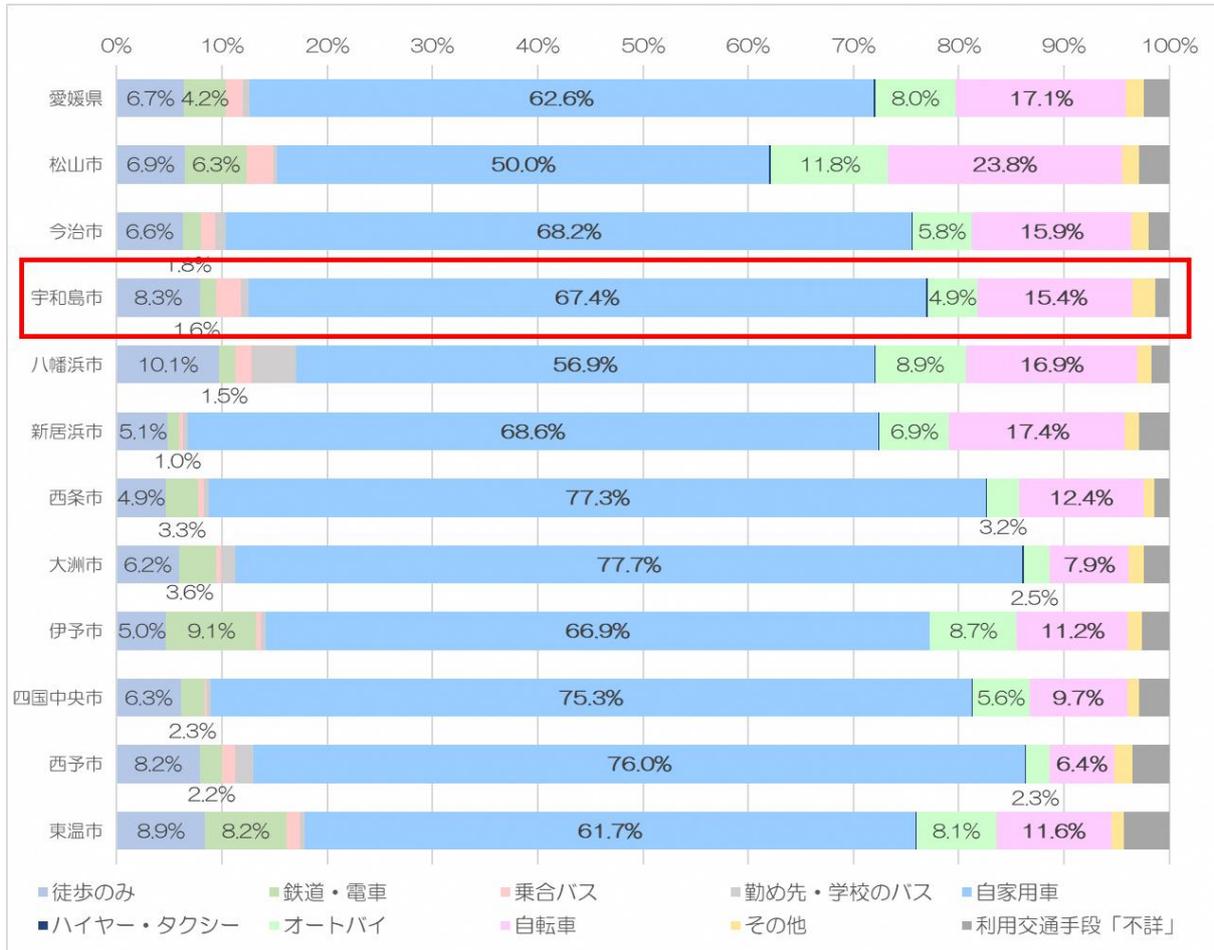




3. 交通手段分担率

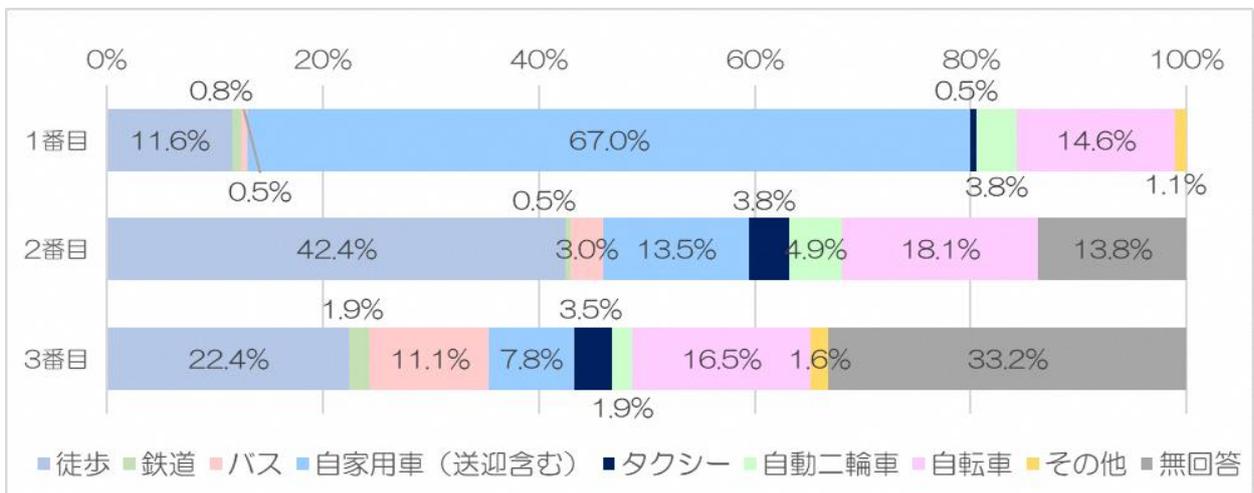
令和2年度の愛媛県市部における通勤・通学の移動手段の分担は以下のとおりとなっています。本市では自家用車が最も多く67.4%、次いで自転車が15.4%となっています。また、一般のアンケート調査では、1番目の交通手段は同様になっています。

図表 5-1 愛媛県市部における交通手段分担率



資料：令和2年度国勢調査

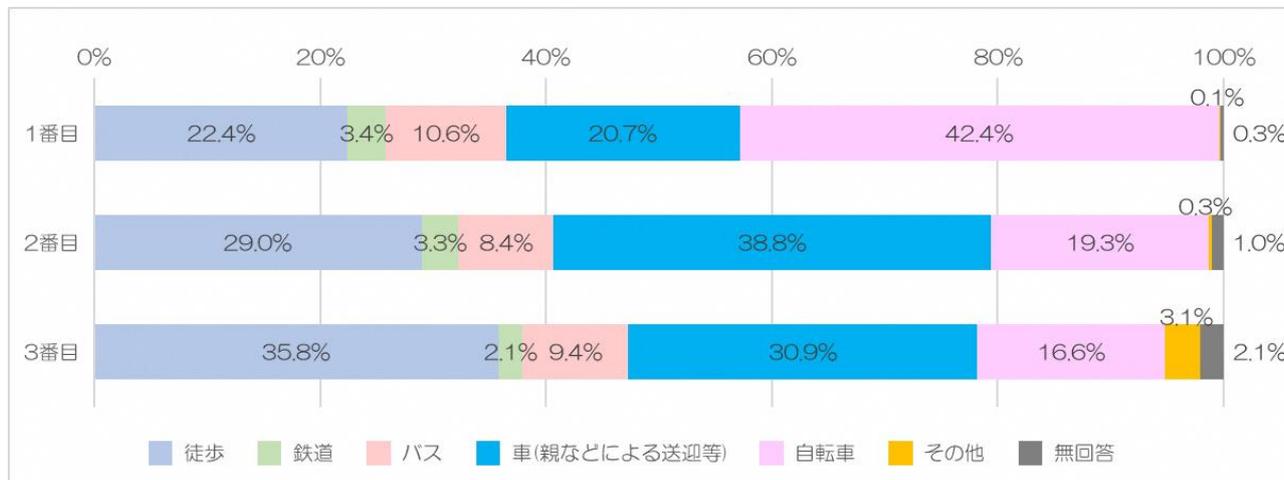
図表 5-2 1日の移動に占める移動手段の割合（一般）





中高生のアンケートでは、1番目の交通手段では、自転車の占める割合が最も多く42.4%を占めています。次いで、徒歩22.4%、車（親などによる送迎等）20.7%となっています。

図表 5-3 1日の移動に占める移動手段の割合（中高生）

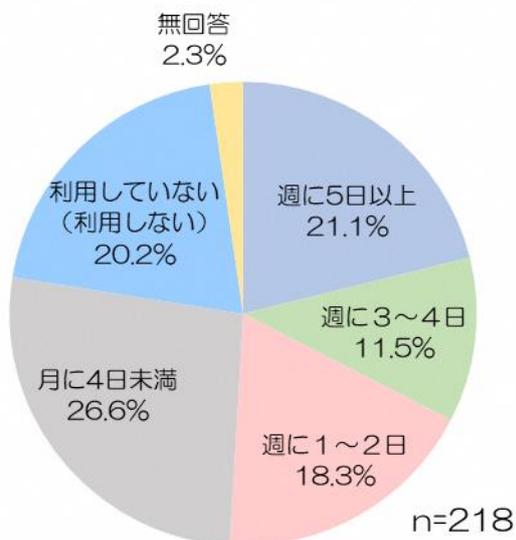


4. 自転車の利用状況

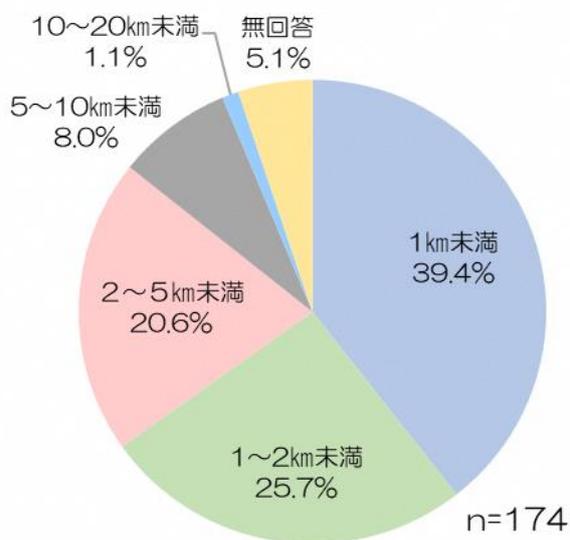
アンケート調査において、本市の自転車を所有すると答えた方 218 人に自転車の利用頻度をお伺いしたところ、「月に4日未満」の方が26.6%と最も多く、次いで「週に5日以上」が21.1%、「週に3～4日」が11.5%、「週に1～2日」が18.3%、「利用していない（利用しない）」が20.2%でした。また、平均1回あたりの走行距離は、「1km未満」が39.4%と最も多く、次いで「1～2km未満」が25.7%を占めます。

利用目的は、「買い物」が64.2%で最も多く、次いで「通勤・通学」が24.9%となっています。

図表 6-1 自転車の利用状況（一般）

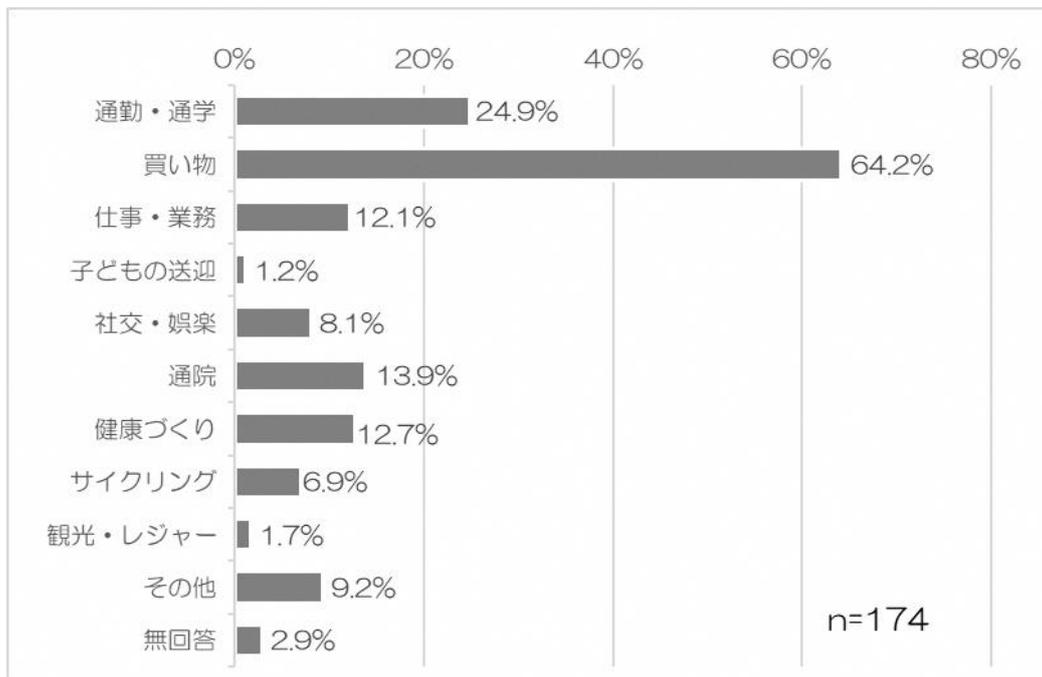


図表 6-2 1回あたりの走行距離（一般）



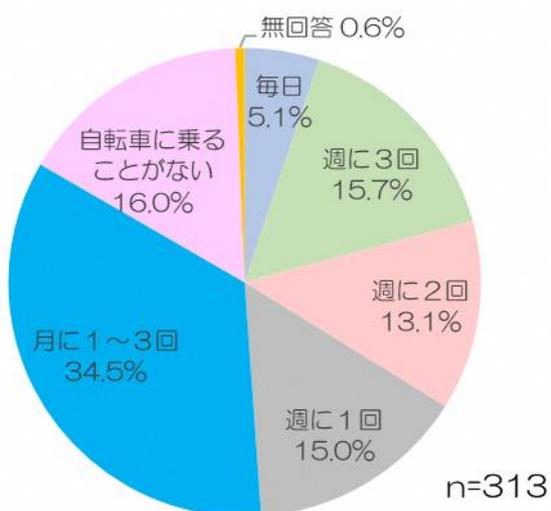


図表 6-3 自転車の利用目的（一般）

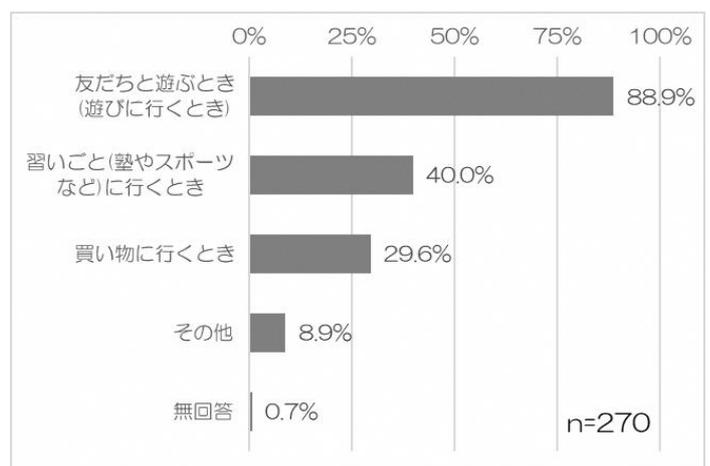


小学生のアンケート調査では、利用頻度は「月に1～3回」が34.5%と最も多くなっています。また、週に1回以上利用する児童は48.9%となっています。利用目的は、「友達と遊ぶとき」が88.9%を占めています。

図表 6-4 自転車の利用状況（小学生）



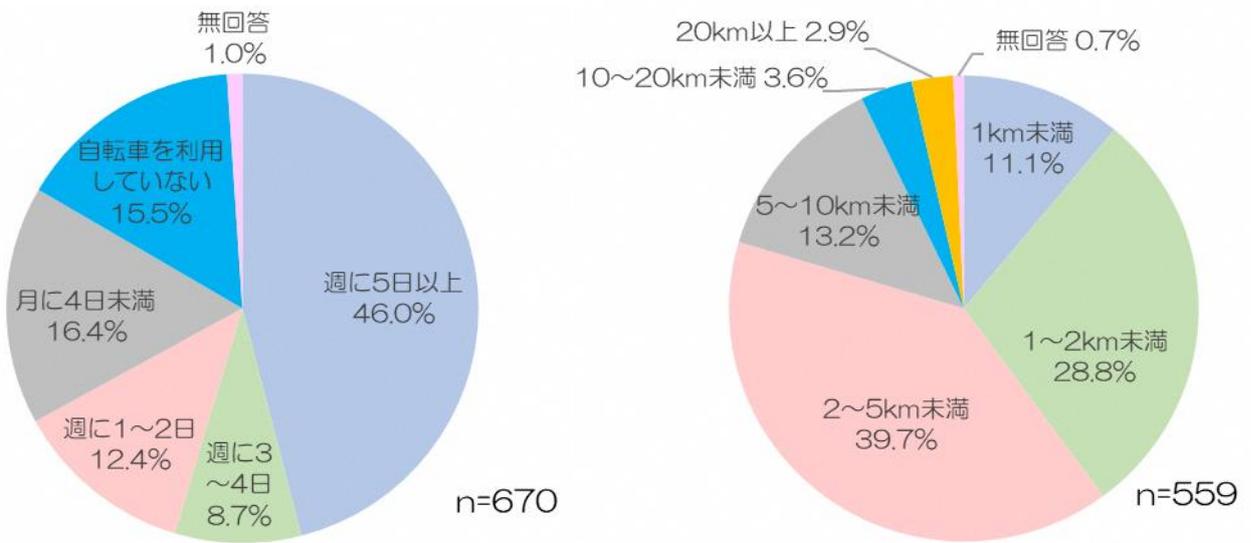
図表 6-5 自転車の利用目的（小学生）



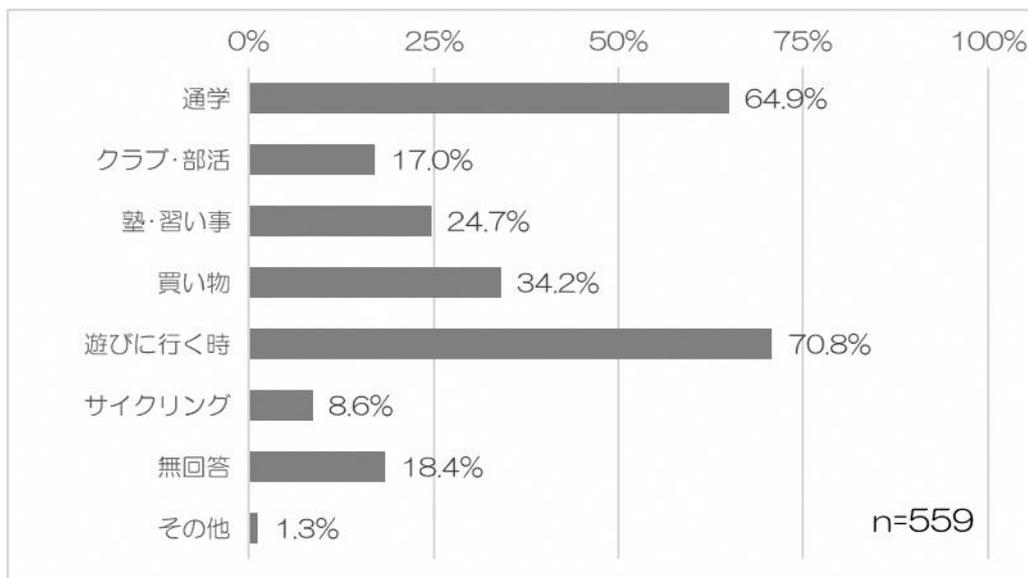


中高生のアンケート調査では、利用頻度は「週に5日以上」の学生が46.0%と最も多く、次いで「月に4日未満」が16.4%、「利用していない」が15.5%でした。また、平均1回あたりの走行距離は、「2～5 km未満」が39.7%と最も多く、次いで「1～2 km未満」が28.8%を占めます。利用目的は、「遊びに行く時」が70.8%で最も多く、次いで「通学」が64.9%となっています。

図表 6-6 自転車の利用状況（中高生） 図表 6-7 1回あたりの走行距離（中高生）



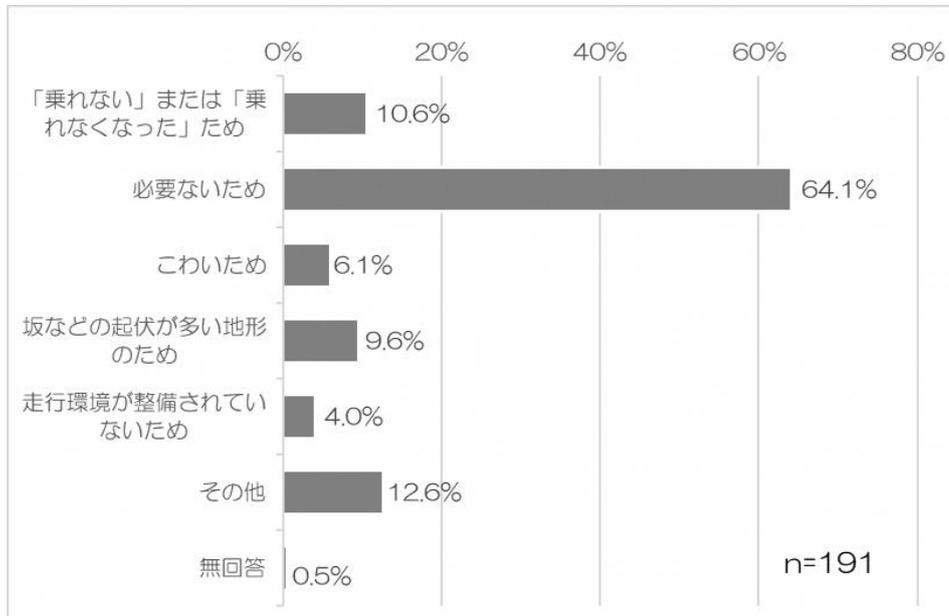
図表 6-8 自転車の利用目的（中高生）





一方、一般の自転車を所有していない方、利用していない方に自転車を利用しない理由をお伺いしたところ、「必要ない」と答えた方が64.1%と最も多く、次いで「乗れない・乗れなくなった」が10.6%、「坂などの起伏が多い地形」が9.6%となっています。

図表 6-9 自転車を利用しない理由

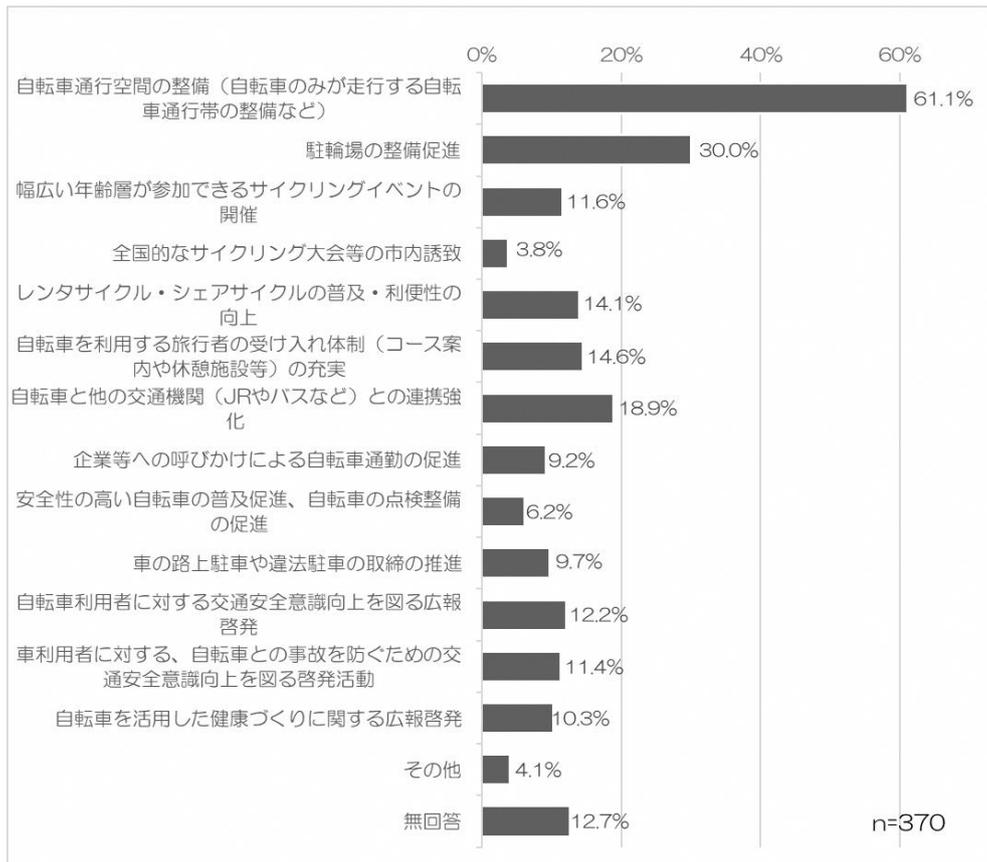




5. 関心の高い自転車に関する施策

本市の自転車に関する取組として必要とされる取組は、「自転車通行空間の整備」と答えた方が61.1%と最も多く、次いで、「駐輪場の整備促進」が30.0%、自転車と他の交通機関（JRやバスなど）との連携」が18.9%となっています。

図表 7-1 今後必要が高いと思う自転車に関する取組



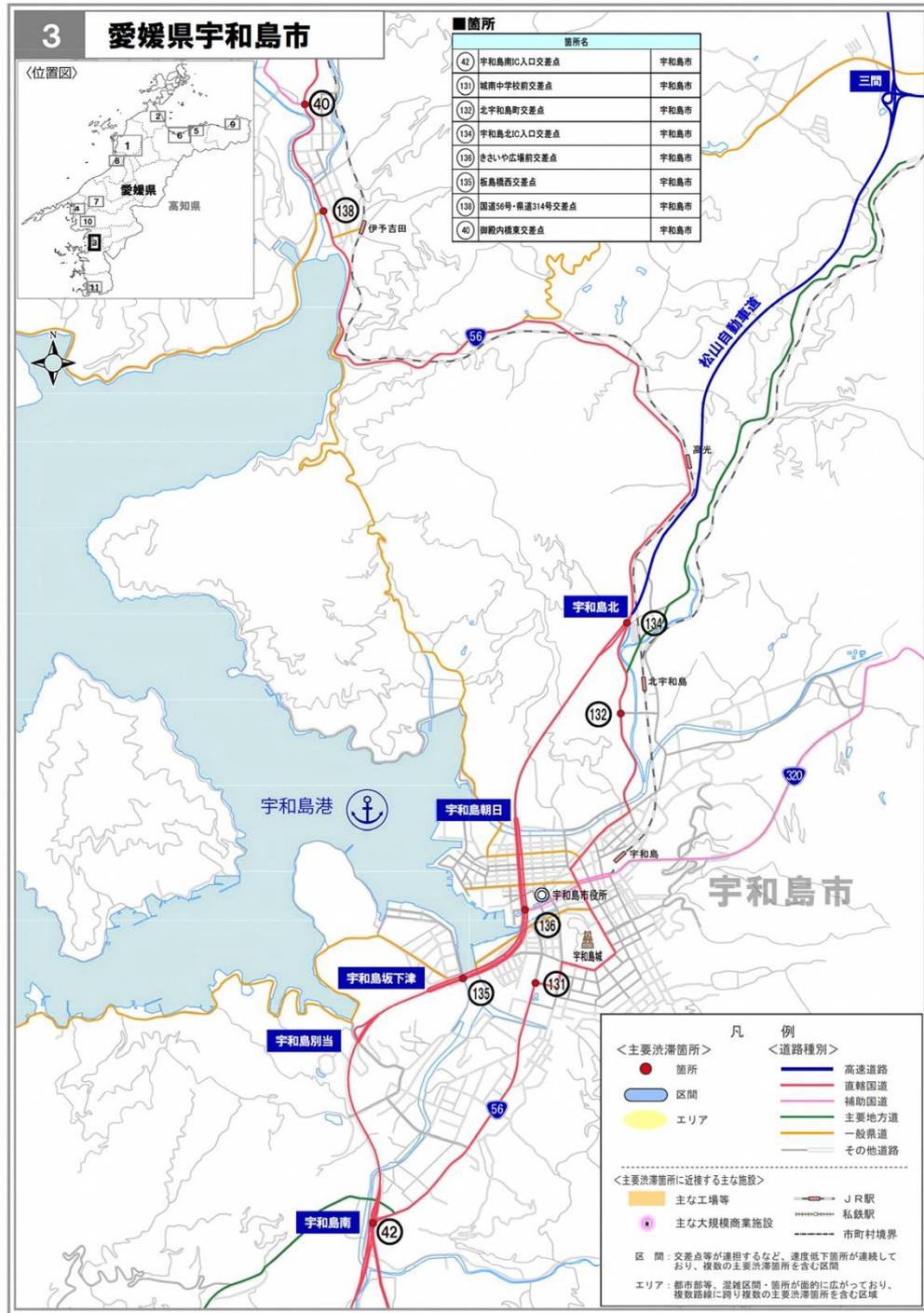


6. 交通渋滞の発生状況等

愛媛県では、愛媛県渋滞対策協議会が平成24年度に主要渋滞箇所の公表を行い、交通渋滞の解消を図るために、道路整備などのハード施策だけでなく、「公共交通の利用」や「時差出勤制度の普及拡大」といったソフト施策などについて取り組まれています。

本市の交通渋滞の発生箇所は下記のとおりです。平成27年度では8ヶ所ありましたが、令和3年度では5ヶ所と渋滞箇所が解消されています。

図表 8-1 本市の渋滞発生状況（平成27年度）

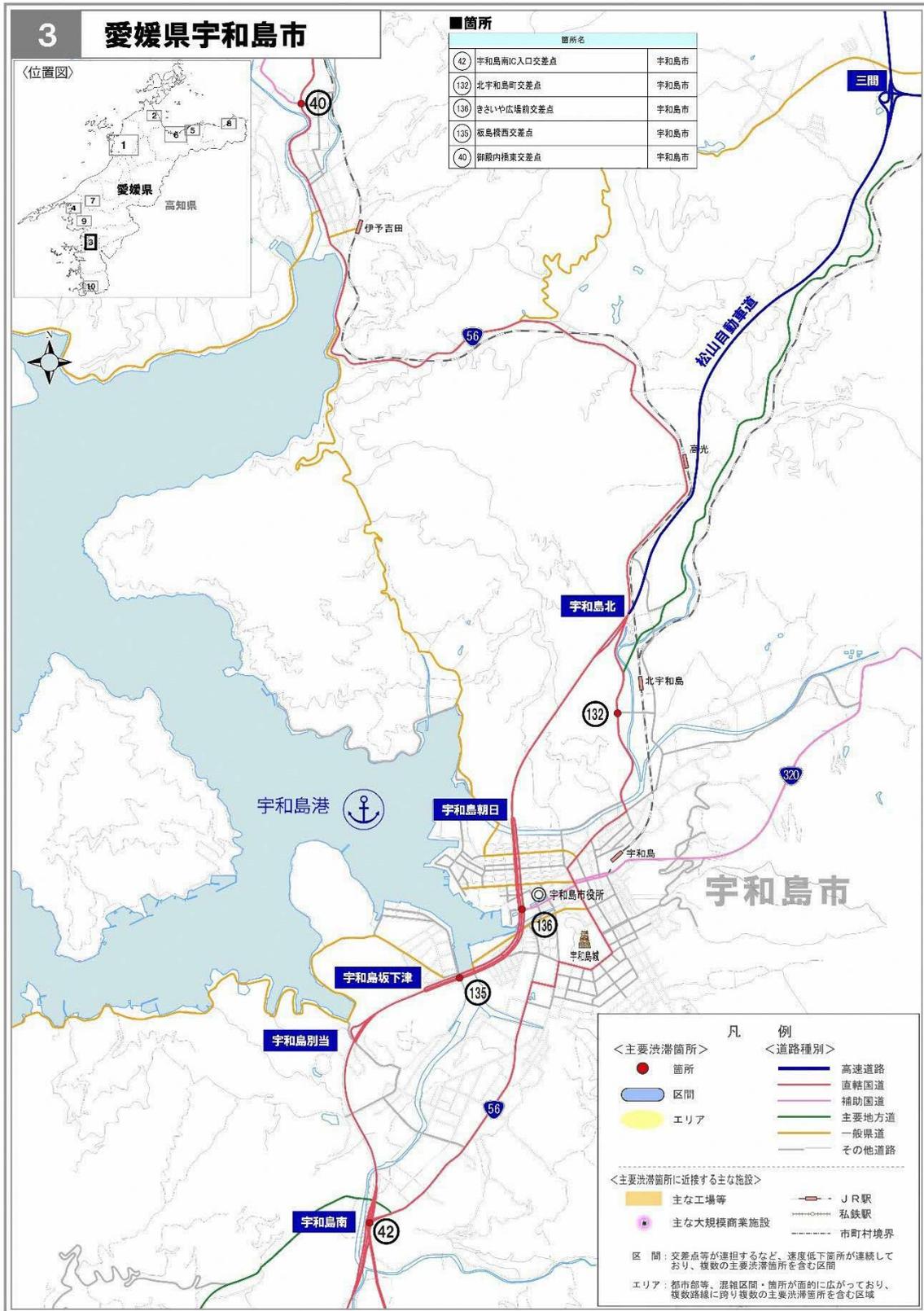


平成27年9月29日時点

※国土地理院・数値地図情報を基に作成



図表 8-1 本市の渋滞発生状況（令和3年度）



令和3年3月16日時点

この地図は、国土地理院の数値地図(国土基本情報)を使用したものである。

資料：愛媛県渋滞対策協議会

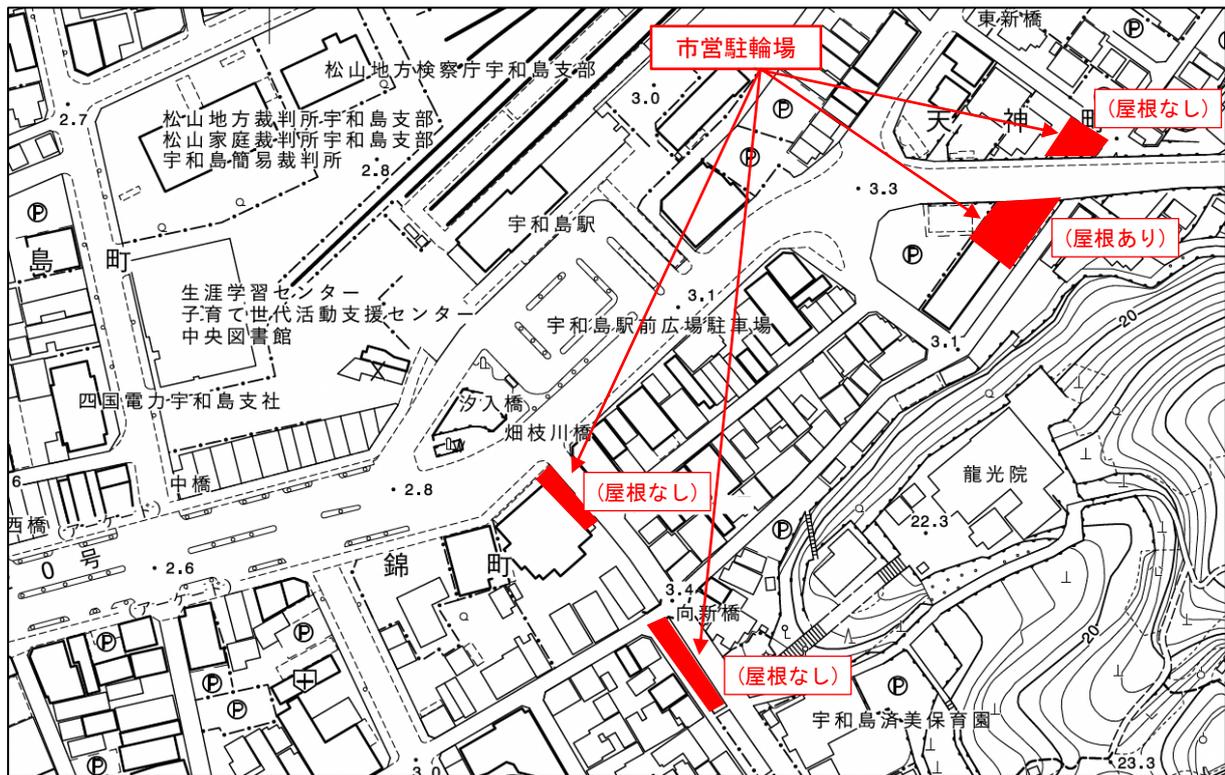


7. 自転車の放置防止に関する条例等

本市では、「きれいなまち宇和島をみんなで作る条例（平成 17 年 8 月 1 日条例第 139 号）」を制定しています。本条例では、勧告・命令・罰則等を定め、自転車放置防止のための取組を行っています。

自転車放置への対策のひとつとして、駐輪場の整備を検討します。

図表9 市営駐輪場の状況

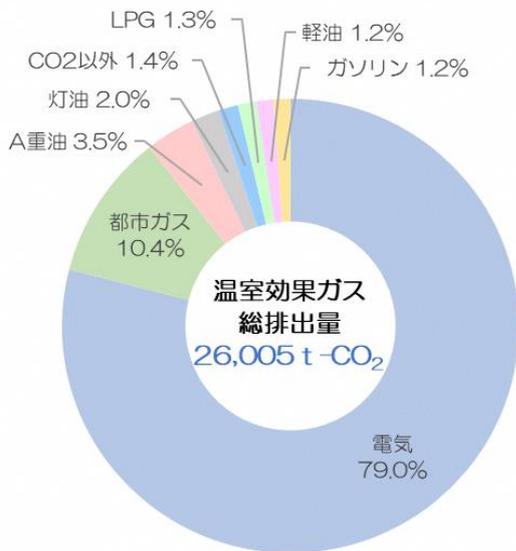




8. 環境

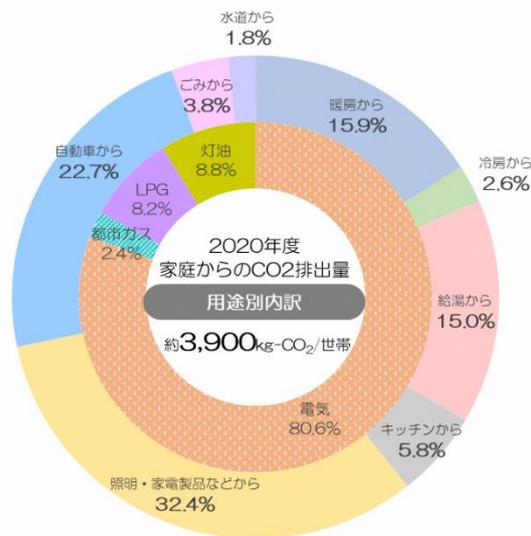
令和2年度における、本市行政事務・事業より排出された温室効果ガス排出量は、26,005 t-CO₂となっています。排出構成は以下のとおりです。

図表 10-1 本市の温室効果ガス排出量



資料：令和2年度宇和島市実施状況報告書

図表 10-2 家庭からの温室効果ガス排出量



資料：温室効果ガスインベントリオフィス

図表 10-3 1人が1 km移動するときの温室効果ガス排出量

	2019年度	2020年度
自家用車	130	131
航空	98	133
バス	57	109
鉄道	17	28
自転車	0	0
徒歩	0	0

資料：

国土交通省「輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（旅客）」



10. 現状と課題

- 自転車は環境にやさしく身近な乗り物です。買い物や通勤・通学、レジャーなど幅広く利用されています。
- 本市の通勤及び通学における自転車の交通手段分担率は 15.4%です。愛媛県内市部において上位 5 番目に位置しています。
- 1 番目の交通手段として、1 日の移動に占める移動手段の割合は自動車への依存度が高く、約 7 割を占めています。
- 自転車利用の実情やアンケート調査等より自転車専用道路などの整備が望まれています。
- 自転車のルール・マナーに関して認知・遵守していますが、ルール・マナーの中に認知度が低いものもあります。また、より自転車を利用する環境として、自動車ドライバーの自転車に対する配慮が必要だと感じています。
- 自転車を利用する市民の 6 割以上が、車道走行時に危険を感じています。
- 多様な移動手段の確保に向けた取組や、歩いて楽しいまちづくりと調和した自転車通行空間と駐輪場の適切な配置が必要です。
- 自転車のイメージとして、「健康に良い・運動不足解消」と認識している人が 5 割以上いることから、自転車を活用した健康増進のための、機会創出が必要です。
- 地域資源の活用に向けた交通手段を選択できる環境づくりが必要です。
- サイクルツーリズムによる地域活性化に向けた民間事業者等との連携が必要です。
- 家庭からの排出される二酸化炭素の約 2 割を占める自動車から自転車利用への転換を図り、交通における低炭素・脱炭素化をめざし、併せて、コンパクトシティの形成促進と道路交通の円滑化などを進めていく必要があります。



第4章 計画の基本方針と体系

国を挙げてのサイクルツーリズム推進が盛り上がる昨今、サイクリングは、集客のポテンシャルを秘めています。

自転車や公共交通は、単なる交通手段ではなく、市民の生活の質を高め、住みやすく訪れたいまちを実現するための重要な要素です。ウォークアブルなまちをめざすことと併せて、それぞれの拠点同士を結ぶ公共交通サービスが提供されるコンパクトなまちづくりを推進しています。

自転車や公共交通の利用環境を向上させることにより、自動車への依存は低減され、走行量が減少することで、街路の安全性が確保され、渋滞による騒音が少なくなり、まちには澄んだ空気が生まれます。市民の健康や環境に配慮されたまちへの転換を図ることが重要です。

1. 方針

(1) 自転車ネットワークの形成

安全で快適な自転車走行空間を効果的かつ効率的に整備します。

ハード
対策

(2) 自転車走行空間の整備

- ・既存の道路空間を利用して自転車走行空間を確保することを基本とします。
- ・連続した自転車走行区間の整備に努めます。
- ・自転車通行帯のカラー舗装や路面標示による通行位置の明示に努めます。
- ・既存の自転車歩行者専用道路を活用しネットワーク形成を図ります。



(3) 自転車利用の普及と拡大

生活のあらゆる場面での自転車の利用促進を図り、また、自転車の楽しさ等を伝える啓発活の実施に努めます。

(4) 自転車安全利用の普及・啓発

- ・誰もが自転車を安全に利用できることをめざします
- ・「シェア・ザ・ロード」の浸透を図ります。
- ・自転車損害保険等の加入、ヘルメットの着用の推進に努めます。
- ・関係団体等と連携し、安全教室等の実施に努めます。

ソフト
対策



(1) 自転車ネットワークの形成

① 自転車ネットワーク計画

断片的な自転車走行空間整備では、安全で快適な自転車走行空間とそうでない空間が混在し、整備効果が限られたものになる可能性があります。そのため、自転車ネットワーク計画策定により、安全で快適な自転車走行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示すことが必要です。

② 自転車ネットワーク路線

自転車利用の安全・快適な空間とネットワーク形成を図るため、いくつかの条件を重ね合わせて設定します。条件は以下のとおりとなります。

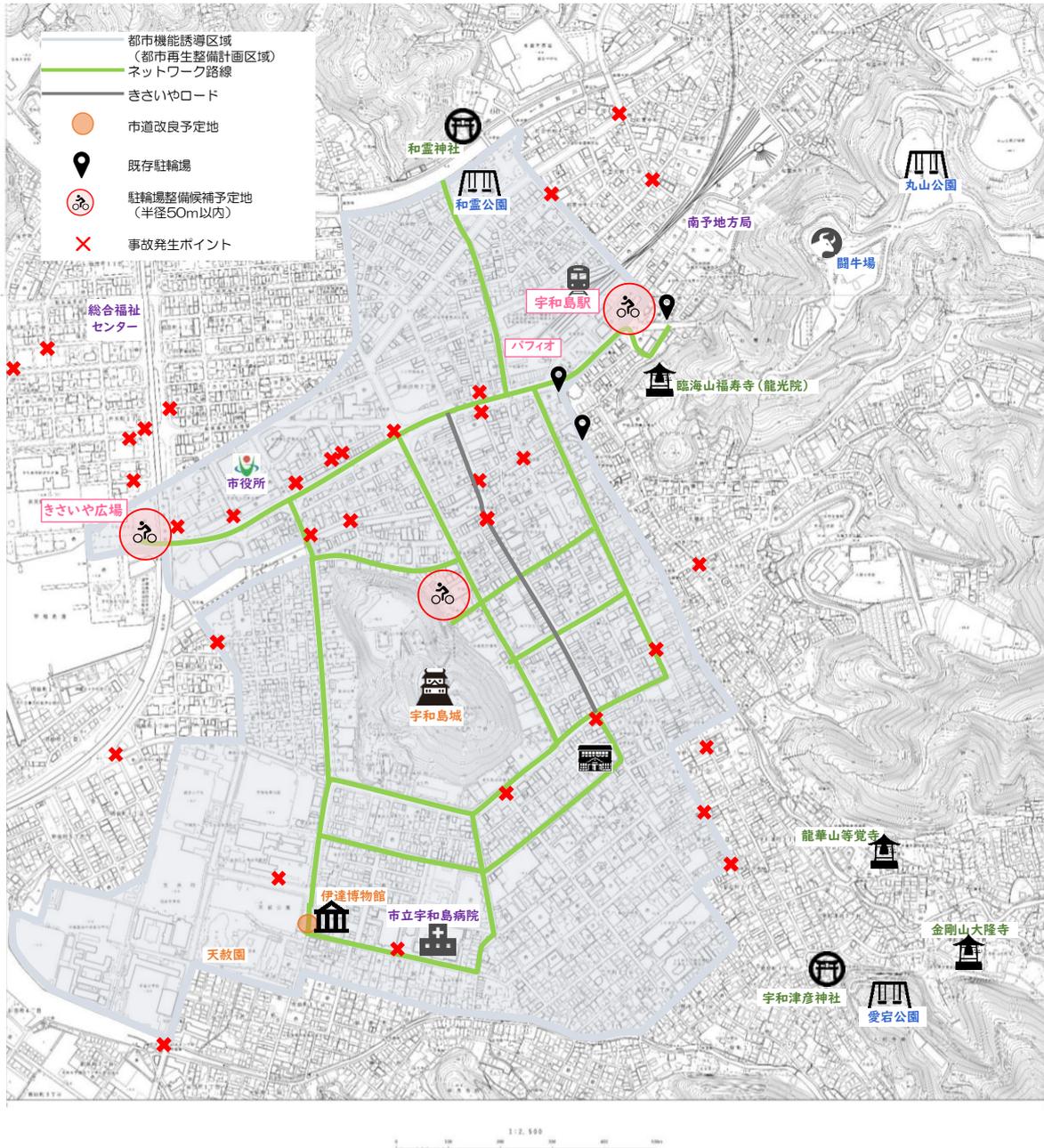
図表 12 自転車ネットワーク形成の条件

視点	条件	
安全確保	①自転車利用の多い路線	通学路等
	②事故の可能性が高い路線	交通事故多発路線
	③多車線市道	3車線以上の幹線
	④利用が見込まれる新たな整備路線	国道・県道・市道の整備計画路線
利用促進	⑤広域自転車ネットワーク路線	愛媛マルゴト自転車道計画指定路線
	⑥市内自転車走行空間	既存の自転車歩行者道
	⑦隣接都市との接続・連携路線	将来都市構造形成に寄与する路線
連続性・ 快適性	⑧主要施設アクセス道路	主要施設へのアクセス路線
	⑨産業施設・観光施設をめぐる路線	各施設へのアクセス路線
	⑩その他接続性を有する路線	その他



●連続性（市民生活）：ネットワーク路線と市民生活の関係

図表 12-1 ネットワーク路線と市民生活の関係

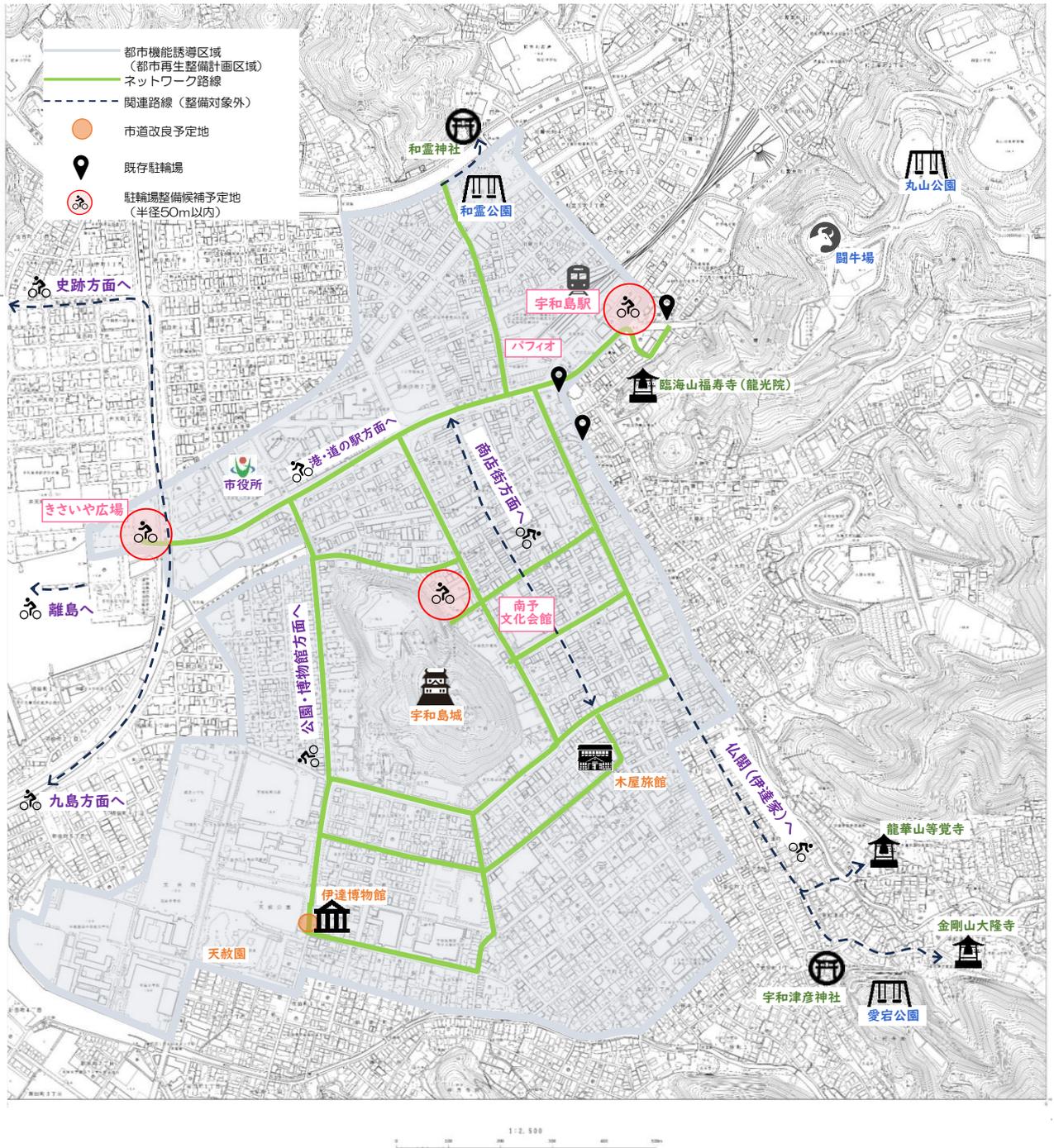




●連続性・快適性（観光）：ネットワーク路線と人の流れ

ネットワーク路線を整備することにより、市内中心部や観光地への連続した人の流れを作ることが期待できます。

図表 12-2 ネットワーク路線と人の流れ

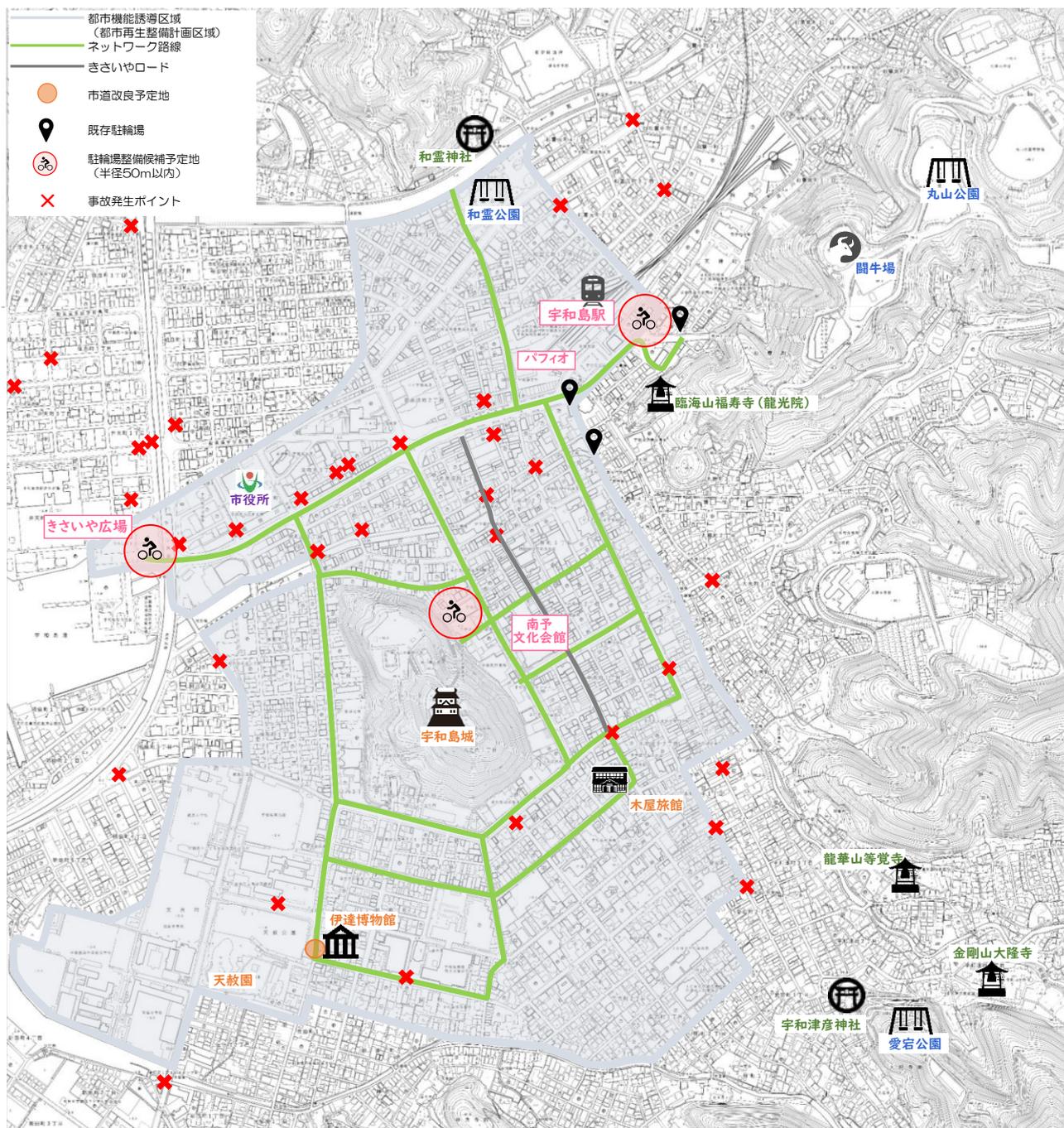




●安全性（観光）：ネットワーク路線と事故発生ポイントの関係

事故発生ポイントとネットワーク路線の整備をみると、ネットワーク路線を整備することにより、自動車と自転車の分離が可能となり、事故抑制の効果が期待できます。

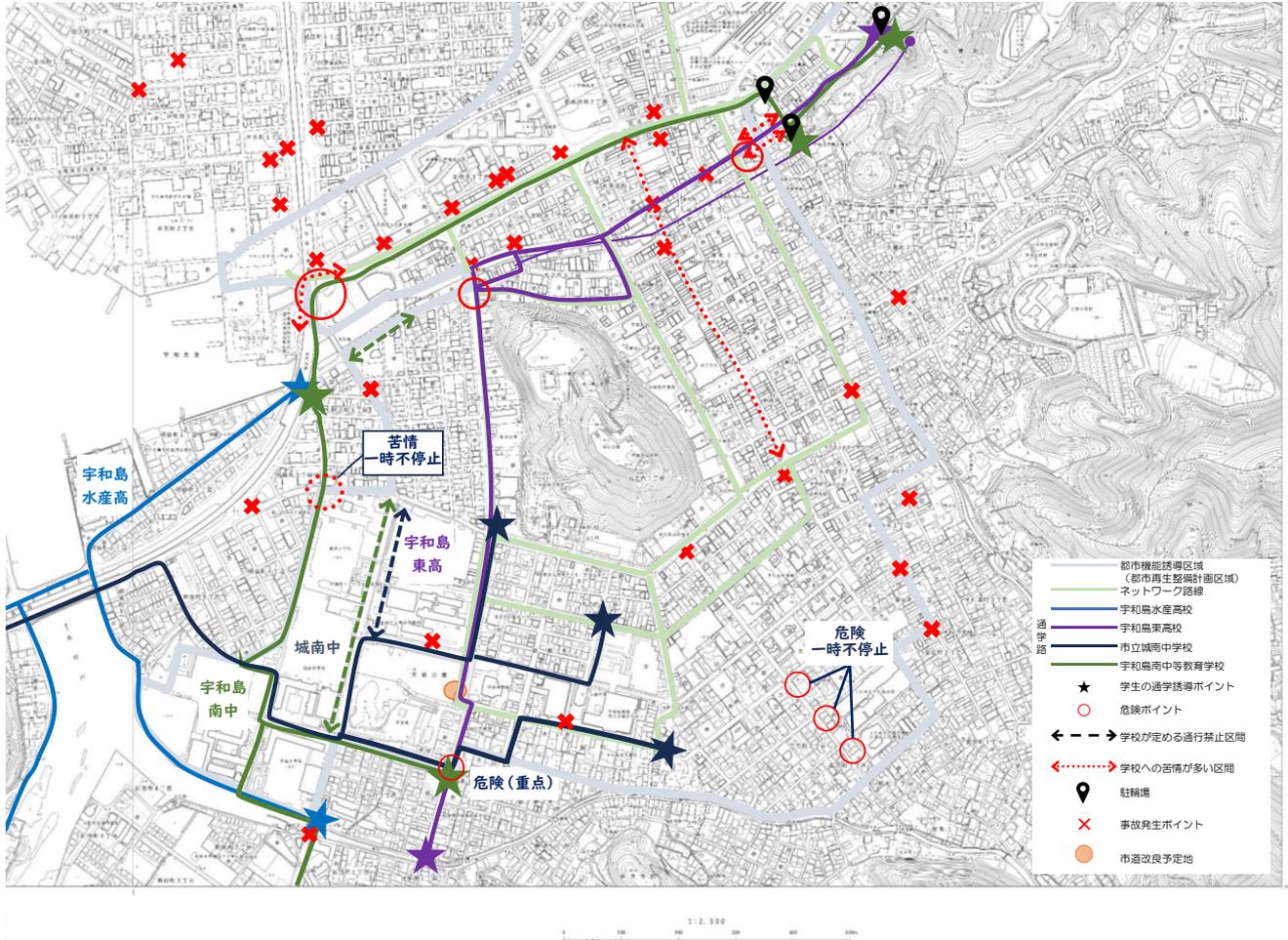
図表 12-3 ネットワーク路線と事故発生ポイントの関係





●安全性（通学）：ネットワーク路線と通学路の関係

図表 12-4 市内中心部におけるネットワーク路線と通学路の関係





(2) 自転車走行空間の整備

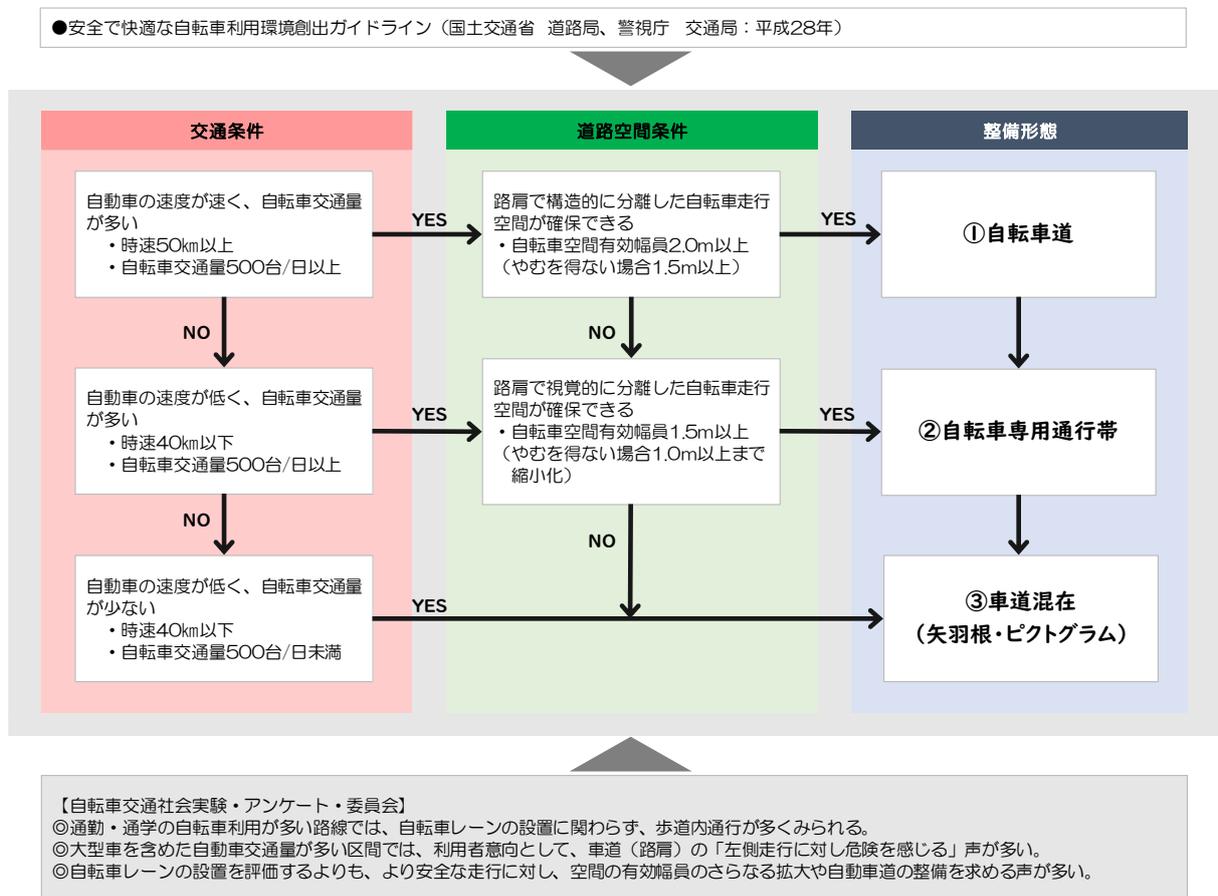
①整備形態の考え方

自転車は「車両」であるという大原則に基づき、「車道を通行する自転車」の安全性向上の観点から、自動車の交通量をふまえ、自転車と自動車を分離する必要性について検討します。

また、整備形態の選定は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(国土交通省 道路局、警察庁 交通局 平成28年)に準拠します。交通条件として、自動車の規制速度及び自転車交通量、道路空間条件として、路肩での自転車の走行空間の確保の可能性により、「①自転車道」、「②自転車専用通行帯」、「③車道混在」の3区分を選定します。

②整備形態の選定フロー

図表 13 整備形態の選定フロー





2. 計画の目標

現状と課題の整理結果を踏まえ、本計画の4つの目標を以下のとおり設定します。それぞれの目標を達成することより、自転車文化の醸成をめざします。

目標 1 自転車利用環境の安全性の確保

さまざまな場面において、自転車を安全・快適に正しく利用できる自転車通行空間の整備を図ります。また、歩行者・自転車利用者・自動車運転者が安全で快適に共存できるように、「シェア・ザ・ロード」を推進します。交通安全に関する教育等を実施し、また、お互いへの配慮ができるよう、自転車ルール・マナーの周知を徹底することで、安全性を確保します。

目標 2 公共交通との連携等による自動車への依存の低減

鉄道や路線バスなどの公共交通と連携した取組や駐輪環境の充実などによる良好な都市環境の形成を図ります。まちなかや周辺地域資源を徒歩や自転車、公共交通で訪れてもらう取組など、移動の利便性向上を図り、過度な自動車への依存の低減をめざします。

目標 3 自転車活用による健康の増進

日常生活の中で積極的に自転車を活用する機会の促進や広報を行い、自転車の魅力や健康効果を知るきっかけをつくり、自転車活用での健康増進を図ります。

目標 4 サイクルツーリズムの推進によるまちなか回遊と関係人口の拡大

本市を訪れる方や自転車での観光に興味を持っている方に向けて、誰でも気軽にサイクリングやポタリングを楽しめる環境づくり、コンテンツの発信を強化することで、サイクルツーリズムを推進し、まちなか回遊と関係人口の拡大をめざします。



目標	取組	内容	頁
1 自転車利用環境の安全性の確保	1. 自転車通行空間整備推進プロジェクト	1. 自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備	35
		2. 自転車を利用しやすい環境の整備	36
		3. 自転車通行空間の適正な維持管理	36
		4. 自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進	37
		5.ゾーン 30 や狭さくなどによる安全対策の実施	37
		6. 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備	37
		7. 市内の主な道路の自転車通行空間の整備	38
	2. 自転車安全利用プロジェクト	1. 世代に応じた交通安全教室の開催	39
		2. 自動車との共存に向けた相互理解の促進	39
		3. 地域と密着した自転車マナー啓発活動の推進	39
		4. 自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信	40
		5. 市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上	40
		6. 5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進	40
		7. 自転車点検実施の推進	41
		8. 自転車ヘルメット着用の広報啓発	41
		9. 自転車損害賠償保険の加入促進	41
	2 公共交通との連携等による自動車への依存の低減	3. 良好な都市環境の形成プロジェクト	1. 自転車と公共交通の相互利用の利便性向上
2. 公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクルやレンタサイクルポートの設置検討			43
3. 駐輪場の設置場所及び運営管理の見直し			44
4. 市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ			44
5. 市役所職員の近隣公務における公用自転車の利用促進			44
4. ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト		1. まちなか及び周辺地域資源を徒歩・自転車・公共交通で訪れてもらう取組の検討	45
		2. 第2次総合計画と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討	45
		3. 移動が楽しめる新たなモビリティツールの活用検討	45
3 自転車活用による健康の増進	5. おでかけサイクリングプロジェクト	1. 市役所職員の率先した自転車通勤・自転車移動の促進	46
		2. サイクリングの日に併せたイベントの開催	46
		3. 地域の自転車活用の推進	46
4 まちなか回遊と関係人口の拡大	6. 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト	1. 広域連携によるサイクルルートブランド化の推進	47
		2. 地域資源を活かしたサイクルコース・散走エリアの設定	48
		3. サイクル拠点の整備促進	48
		4. サイクリスト受入環境の向上	49
		5. 情報発信ツールの作成	49



第5章 実施する取組

1. 実施する取組

目標 1 自転車利用環境の安全性の確保

1. 自転車通行空間整備推進プロジェクト

誰もが安全に安心して快適に通行できる自転車通行空間の整備や分かりやすい案内表示の設置など、自転車利用環境に関するハード面の整備を推進します。

計画における措置

1. 自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備

事業内容

●自転車ネットワーク計画に基づき、通勤・通学・買い物などの日常的な移動や観光・レクリエーションなどで、安全・安心・快適に自転車を利用できるように、自転車通行空間の整備を効果的、効率的に推進します。



図16-1 自転車道 (出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン)

自転車道：専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分



図16-2 自転車専用通行帯

自転車専用通行帯：車両通行帯の設けられた道路において、自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯

車道混在：主に自転車と自動車が混在して通行する道路の部分



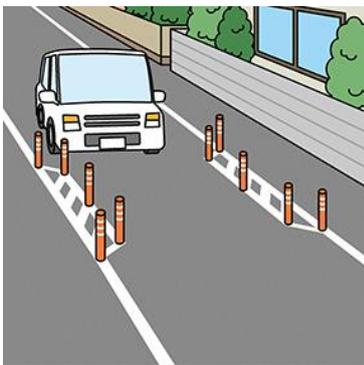
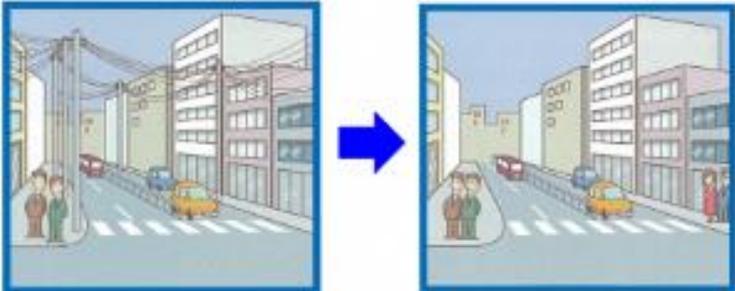
図16-3 車道混在

出典：第2次愛媛県自転車新文化推進計画

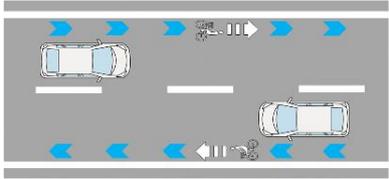


計画における措置	2. 自転車を利用しやすい環境の整備
事業内容	<p>●案内誘導サイン、危険箇所での注意喚起、夜間の安全性を確保するための街灯等を整備します。</p> <p>●県の整備方針やナショナルサイクルルートにおける案内誘導の方針を踏まえ、多言語化を含めた統一的な案内誘導サイン等を整備します。</p> <p>路面表示・案内看板の事例</p> <p style="text-align: right;"></p> <p>①しまなみ海道</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・車道の外側線沿いに初心者でも迷わずに推奨ルートを通行することを目的としたブルーラインと距離を表す路面表示を整備。(写真①②) ・緊急時を含め利用者が島内での位置を確認するための地点標(瀬戸内しまなみ海道LocationMarker)を500m間隔で設置(写真③)。 ・観光案内板はルート上の一部の交差点に設置し、周辺の主要施設や現在地を案内(写真④)。ルートの分岐部ではそれぞれのコースの方向を表示(愛媛県内のみ)(写真⑤)。 ・案内看板に関してはピクトや多言語対応によりインバウンドにも対応(写真②③④⑤⑥)。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  ①ブルーライン設置例 </div> <div style="text-align: center;">  ②距離表示の設置例 </div> <div style="text-align: center;">  ③島内での位置を示す地点標 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  ④観光案内板(主要施設・観光地の案内)の設置例 </div> <div style="text-align: center;">  ⑤分岐部でのコース案内の例 </div> <div style="text-align: center;">  ⑥多言語表示への対応 </div> </div> <p>出典：国土交通省 「ナショナルサイクルルートに設置する路面表示・案内看板について」</p>
計画における措置	3. 自転車通行空間の適正な維持管理
事業内容	<p>●自転車通行空間の定期的な舗装修繕・道路整備、自転車が通行する車道路面上の滑りやすい土砂の除去等、適切な維持管理を実施します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  写真Ⅱ-2 グレーチング蓋の格子の形状等を工夫した事例 </div> <div style="text-align: center;">  写真Ⅱ-2 グレーチング蓋の格子の形状等を工夫した事例 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  写真Ⅱ-3 マンホールの蓋に滑り止め加工している事例 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」</p>



<p>計画における措置</p>	<p>4. 自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進</p>
<p>事業内容</p>	<p>●自転車専用通行帯等が設置されている道路において、自転車通行に支障をきたす路上駐車が多くの路線では、警察署に違法駐車取締りを要請します。</p> <p>●違法駐車を減らすために、違法駐車抑止のための広報啓発活動を展開するなど、違法駐車の追放対策を推進します。</p> <p style="text-align: center;">出典：国土交通省 道路局 警察庁 交通局 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」</p>
<p>計画における措置</p>	<p>5. ゾーン30 や狭さくなどによる安全対策の実施</p>
<p>事業内容</p>	<p>●生活道路を走行する車両の速度抑制や進入抑制を図るため、生活道路について、路面表示やポラード等の狭さく、立体に見える路面表示等の設置による安全対策を検討します。</p> <p style="text-align: center;">「ゾーン30」：ゾーン（区域）を定め、時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典：内閣府「交通安全イラスト集」</p>
<p>計画における措置</p>	<p>6. 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備</p>
<p>事業内容</p>	<p>●無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保も合わせて検討します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">無電柱化のイメージ 出典：大阪市HP</p>



計画における措置	7. 市内の主な道路の自転車通行空間の整備
事業内容	<p>●国道 56 号（丸之内地区） 無電柱化計画が進められており、将来的にネットワークとして機能するよう整備を検討します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>無電柱化のイメージ</p> <p>国土交通省提供</p> </div> <p>●国道 320 号（JR 宇和島駅～きさいや広場） 啓発活動によるマナーの向上、ハード整備も含め将来的にネットワークとして機能するよう検討します。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: right;">国道 320 号における自転車専用道</p> <p>●市道栄町港丸之内線ほか 矢羽根やピクト表示による自転車通行空間の確保と「シェア・ザ・ロード」精神の啓発の組み合わせによる整備を行います。</p> <p>また自転車歩行者道においては、歩行者と自転車の通行空間の確保を社会実験を通して検討します。</p> <div style="text-align: center;"> <p>2車線道路の場合</p>  <p>矢羽根やピクト表示による整備</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>社会実験のイメージ</p> </div>



2. 自転車安全利用プロジェクト

世代に応じた交通安全教室の開催や自動車との共存に向けた相互理解の促進など、自転車利用環境の安全性確保をソフト面から推進します。

計画における措置

1. 世代に応じた交通安全教室の開催

事業内容

- 安全な自転車利用に求められるルール・マナーは年齢等に応じて異なる場合があるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた体系的な自転車安全教育を実施します。
- 子ども、初心者、女性、高齢者など、ターゲットに応じた自転車の乗り方教室を実施します。
- 運転免許証返納後の足として、電動アシスト自転車を使用した交通安全教室の実施など、各世代のニーズに合わせた交通用具を用いた自転車安全教室を実施します。



計画における措置

2. 自動車との共存に向けた相互理解の促進

事業内容

- 自転車利用者だけでなく、車道上において互いに関与しあう自動車のドライバーに対しても、自転車ルールや思いやり運転等を周知・啓発することで、自転車交通の総合的な安全性の向上を推進します。
- 各世代での交通安全教室実施の際や、教習所での講習時に、安全を保つためのルールや、マナーの周知啓発を実施します。

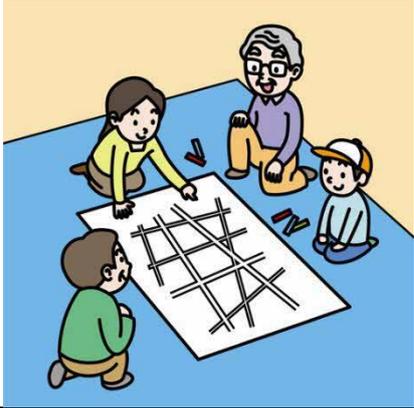
計画における措置

3. 地域と密着した自転車マナー啓発活動の推進

事業内容

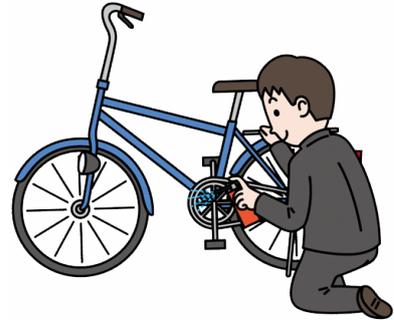
- 市内の学校や保護者、自治会などと連携し、一斉街頭指導及び啓発活動等の活動推進により、さらなる自転車マナー向上と交通事故防止を図ります。



計画における措置	4. 自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信
事業内容	<ul style="list-style-type: none">●県や教育委員会、学校、PTA、警察等と協働し、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を推進します。●自転車の安全利用に向けた意識啓発を促進するために、中高生（通学）や高齢者向けの、「安全マップ」を作成します。●日常的に自転車を利用する人に向けて、自転車で走りやすいルートや、安全に走行できる自転車通行空間、タクシーやバスなどのドライバー目線からの指摘等も含めたマップの作成と発信を行い、自転車関連事故を削減します。 
計画における措置	5. 市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上
事業内容	<ul style="list-style-type: none">●市役所職員は、自転車の交通について、地域住民の手本となるようにします。特に、ヘルメットの着用については、率先して着用することにより、市民の模範となり周知啓発に努めます。●交通関連書類等の回覧の実施や庁内掲示板などを活用して、市職員に対する交通マナーの周知徹底を図ります。
計画における措置	6. 5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進
事業内容	<ul style="list-style-type: none">●5月の自転車月間において、市民の自転車利用促進を啓発するため、自転車を活用した健康増進セミナー、自転車通勤に関するセミナー等のイベント実施やレンタサイクルの特別割引を検討します。●シェアサイクルの体験イベント開催について、事業者への働きかけを検討します。



<p>計画における措置</p>	<p>7. 自転車点検実施の推進</p>
<p>事業内容</p>	<p>●自転車販売店などと連携し、現在市内の小中学校児童・生徒を対象とした自転車無料点検を実施し、自転車の整備不良による交通事故を防止するとともに、自転車の整備の重要性についても学ぶ機会を創出します。</p> <p>●定期的な自転車点検の必要性や点検の方法等、自転車販売店や学校等と連携して情報発信することで、自転車利用者の安全意識向上を図ります。</p> <p>●市営駐輪場利用者を対象に自転車無料点検サービスの実施を検討し、点検整備を受ける気運の醸成やTSマークの普及に取り組みます。</p>
<p>計画における措置</p>	<p>8. 自転車ヘルメット着用の広報啓発</p>
<p>事業内容</p>	<p>●市内の小・中・高等学校、企業等に対し、自転車安全教育の充実を図るとともに、自転車乗車時のヘルメット着用に努めるよう指導します。</p> <p>●県や警察と連携し、自転車ルール・マナーの周知・啓発のため、定期的な街頭指導やキャンペーン、自転車活用を啓発するイベント等を実施します。</p> <p>●事故データに基づく、安全教育内容の重点化や、ルールの根拠を示す等、わかりやすいパンフレット等を作成します。</p> <p style="text-align: right;">出典：愛媛県教育委員会</p>
<p>計画における措置</p>	<p>9. 自転車損害賠償保険の加入促進</p>
<p>事業内容</p>	<p>●近年、全国的に自転車関連事故の高額賠償事例が発生していることを受け、被害者救済、加害者の経済的負担を軽減するため、県が制定した「愛媛県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための広報・啓発活動を実施します。</p> <p style="text-align: right;">出典：愛媛県</p>



愛媛県で自転車を利用するみなさんへ

愛媛県では令和2年4月1日から
自転車損害賠償保険等への加入が義務化!

なぜ義務化か? 自転車事故の高額賠償事例
自転車利用者の責任による高額賠償が増え、加害者となった方の賠償責任の軽減や被害者の経済的救済を図るためです。 **約1億円**

ポイントは?
自転車損害賠償責任への加入(義務)
- 自転車利用者
- 未成年の保護者
- 自転車に乗車して従業者がいる事業者
- 自転車貸付事業者

自転車保険等への加入の確認や特約条件(努力義務)
- 自転車小児乗車
- 自転車運転する従業者がいる事業者
- 自転車貸付事業者
- 学校等

自転車損害賠償責任への加入の有無の確認
- 未加入者や不明者への確認提供
- 借受人に対する貸付自転車の自転車損害賠償保険等の特約提供
- 児童・生徒や保護者に対する自転車損害賠償責任等の特約提供



目標2 公共交通との連携等による自動車への依存の低減

3. 良好な都市環境の形成プロジェクト

自転車と公共交通の相互利用による利便性の向上や駐輪場の包括的なマネジメント、エコ通勤の推進などによって、良好な都市環境を形成します。

計画における措置

1. 自転車と公共交通の相互利用の利便性向上

事業内容

●自宅から目的地への移動において、バス停周辺施設等と連携した駐輪場の確保に努めることで、自転車とバスを乗り継ぎ、スムーズなおでかけを支援するサイクル&バスライドを促進します。

◆サイクル&バスライド設置



出典：高松市

<ご利用イメージ>



出典：神戸市



計画における措置	2. 公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクルやレンタサイクルポートの設置検討
事業内容	<p>●公共用地を利活用したシェアサイクルやレンタサイクルの設置を促進するため、公共施設の用地や都市再生特別措置法の占用特例を活用した、都市公園や道路上への設置を検討します。</p> <p>●公共交通機関との連携を図るため、鉄道事業者等に駅周辺へのシェアサイクルやレンタサイクルポート設置について協力に関する働きかけを実施します。</p> <p>●シェアサイクルポートと連動した自転車通行空間整備、及び駅等における案内サインの設置についても併せて検討します。</p> <p>レンタルサイクルと観光 DX 「スマートシティ会津若松」</p>  <p>出典：会津若松プラス</p> <p>令和5年度 「事業者間・地域間におけるデータ連携等を通じた観光・地域経済活性化実証事業」 観光 DX の推進を通じて、旅行者の消費拡大、再来訪促進、観光産業の収益・生産性向上等を図り、地域活性化や持続可能な経済社会の実現を目指した取組 出典：国土交通省（観光庁）</p> 



<p>計画における措置</p>	<p>3. 駐輪場の設置場所及び運営管理の見直し</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市営の駐輪場は無料で利用することができますが、無秩序な放置自転車などが見受けられます。今後も安全に安心して利用できる駐輪場の維持のため、包括的なマネジメントを行います。 ●都市景観を損なわず、ウォークラブルなまちに資する道路空間での駐輪のあり方を検討します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: right;">参考：サイクルステーションの例 高松市</p>
<p>計画における措置</p>	<p>4. 市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に対し、環境にやさしく健康に良い「自転車」の魅力を、ホームページや広報誌などを用いて広報を行います。エコ通勤のメリットを紹介し、実践を呼び掛けます。 ●事業者に対し、エコ通勤の推進に役立つ自転車通勤導入制度等の情報を紹介します。自転車通勤制度等の導入により企業価値を向上させるといった事業者にとっての取組のメリットを広報します。 <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>エコ通勤優良事業所認証制度</p> <p>公共交通利用推進等マネジメント協議会により、エコ通勤に関して高い意識を持ち、エコ通勤に関する取組みを積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取組みを国民に広く紹介する制度です。</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省ホームページ</p> </div> </div>
<p>計画における措置</p>	<p>5. 市役所職員の近隣公務における公用自転車の利用促進</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所職員の市内近距離移動手段として、公用自動車の代わりに活用するもので、CO₂の排出削減と職員のエコ意識の向上を目的するために、配備されている公用自転車を活用し、積極的な利用を促進します。 ●具体的な利用促進に関する仕組みは、移動のルールの設定なども考慮して、今後検討します。



4. ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト

徒歩、自転車、公共交通を使ったまちなかや周辺地域資源への周遊及び滞在を促す取組など、第2次総合計画と連動した自転車利用環境の検討により、ヒト中心のまちづくりとの連携を図ります。

計画における措置	1. まちなか及び周辺地域資源を徒歩・自転車・公共交通で訪れてもらう取組の検討
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市営駐車場や民間駐車場など、中心市街地の外縁（フリンジ）の駐車場（パーキング）などを活用し、自転車（レンタサイクルやシェアサイクル）、公共交通を利用し、まちなかやきさいや広場、伊達博物館などを周遊し、滞在してもらう取組を検討します。 ●今後、定期的開催を検討している民間イベントなどと同時に開催することで、さらなるまちへの周遊や滞在を促進します。 ●フリンジパーキングを利用し、レンタサイクルやシェアサイクル、公共交通などを利用するきっかけになるような、インセンティブなどについても検討します。
計画における措置	2. 第2次総合計画と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次総合計画に位置付けた各種施策・取組と連携し、中心市街地の自転車通行空間のあり方と駐輪場の配置（整備）を検討します。 ●具体的には、自転車ネットワーク路線の決定や見直し、連動した駐輪場の再配置（整備）を検討します。
計画における措置	3. 移動が楽しめる新たなモビリティツールの活用検討
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●まちの賑わい創出や地域公共交通の課題解決など、将来を見据えた、多様な交通手段による中心市街地と周辺地域資源の回遊ネットワークの充実を図ります。 ●自転車通行空間等における新技術を駆使したスローな移動手段の活用を検証するなど、新しい移動手段のあり方を検討します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>a</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>b</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>c</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">出典：a：WHILL b：Segway c：Kintone</p>



	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的に誰もが使えるという観点から、多様なモビリティツールを選択できることや体験することについて検討します。 ●リノベーションまちづくりと連携した取組を検討し、今ある資源や公共空間を活かしながら、公民連携による新たなモビリティツールの活用を検討します。
--	--

目標3 自転車活用による健康の増進

<h2>5. おでかけサイクリングプロジェクト</h2>	
<p>日々の生活のおでかけの選択肢のひとつとして、自転車を活用した移動を促進することで、健康が増進される取組を推進します。</p>	
計画における措置	1. 市役所職員の率先した自転車通勤・自転車移動の促進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所職員の近距離通勤者の通勤手段及び公務での近距離移動の移動手段として、健康増進の側面から自転車の積極的利用を促します。
計画における措置	2. サイクリングの日に併せたイベントの開催（自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発、及びイベント・講習会の実施）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の運動習慣に対する意識を向上させるため、自転車の魅力や楽しさ、自転車を活用した健康づくりに関する有用な情報（健康増進に資する自転車活用に関する好事例や、活用効果などに関する情報）を積極的に発信します。 ●自転車の楽しさやルールを子どもたちに教える自転車教室など、自転車の魅力や楽しさ、健康効果を伝えるイベント・講習会を実施します。 ●自転車メーカー等と連携し、自転車の移動のしやすさを体験するための「電動アシスト自転車」や「セグウェイ」等の新たなモビリティツールの試乗体験会や講習会を実施します。
計画における措置	3. 地域の自転車活用の促進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車を通じた心と身体健康増進を推進するため、自転車安全教室やスポーツ自転車の乗り方セミナー、サイクルイベントの開催など、自転車を安全に利用促進、活用することを積極的に推進します。



目標4 サイクルツーリズムの推進によるまちなか回遊と関係人口の拡大

6. 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

サイクリングに訪れたいくなるような多彩なコース・プランの造成や受入環境の構築など、自転車で走行したくなる、実際に走ってみて快適で魅力的なサイクリング、サイクルツーリズムの創出を目指す仕組みづくりをします。

計画における措置

1. 広域連携によるサイクルルートブランド化の推進

事業内容

- しまなみ海道をはじめとした、「愛媛マルゴト自転車道28コース」のうち、宇和島・四万十だんだん海道、ぐるっと九島潮風コースが市内を通っています。
- 「四国一周 1,000 キロルート」の推奨ルートでは、宇和海に面した海岸ルートを宿毛市方面より北上し、「道の駅津島 熱田温泉」、「道の駅みなとオアシスうわしま きさいや広場」を経由して松山方面（ゴール）をめざす最後の宿泊地となっています。
- 滞在地として、イベントの実施やレンタサイクルの貸出、サイクルステーションの充実を検討します。

宇和島・四万十だんだん海道コース【中上級者向け】



ぐるっと九島潮風コース【ファミリー向け】



出典：愛媛マルゴト自転車道 HP



<p>計画における措置</p>	<p>2. 地域資源を活かしたサイクルコース・散走エリアの設定</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●サイクリングで各エリアの特性を捉えたサイクルコースや散走エリアを設定します。 ●サイクリングコースは、サイクリング愛好者のレベルに応じたコースを設定します。 ●自転車が趣味な人からそうでない人まで、一人でもグループでも走れる気ままな自転車の楽しみ方（散走※）ができるように、イベント等を企画します。 <ul style="list-style-type: none"> ・スタンプラリー企画 ・散走イベント企画 など <p>※散走とは… ポタリングとも言い換えることができ、目的地を特に定めることなく、自転車で散歩するようにゆったり走ることによって時間や目的にとらわれず自由に楽しめる自転車の楽しみ方の1つです。</p>
<p>計画における措置</p>	<p>3. サイクル拠点の整備促進</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車ネットワーク路線やサイクリングコース上の、休憩施設やベンチ、集合しやすい広場等の情報発信を検討します。 ●サイクリングの拠点となる交通結節点においては、レンタサイクルサービスの拡充等、拠点機能やサービスの充実を検討します。 <p>「サイクルオアシス」整備事業は、「愛媛県」が取り組む地域振興事業の一環です。宇和島市には「南予サイクルオアシス」が、令和5年1月31日現在、16ヶ所設置されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>きさいや広場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>道の駅 みま</p> </div> </div>



計画における措置	4. サイクリスト受入環境の向上
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用者に自転車修理工具や空気入れの貸出、休憩場所の提供等のサービスを提供するバイシクルピットの拡充及びサービスの向上の取組に賛同します。 ●市内の観光施設や宿泊施設に、食事・休憩ができる場所・立ち寄りスポットの情報提供や手荷物預かり、自転車を安心して屋内に保管できるサービスの提供を呼びかけ、「サイクリストに優しい施設」として情報発信を行う取組に賛同します。 ●民間事業者等による、レンタサイクルやシェアサイクルの普及促進を図る取組に賛同します。 ●交通事業者による、サイクルトレインやサイクルキャリータクシーの運行など、サイクリストが安心・快適に來訪できる環境を整える取組に賛同します。 <p style="text-align: right;">出典：JR 四国 HP</p> 
計画における措置	5. 情報発信ツールの作成
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●サイクリングの計画時やサイクリング中に必要とする情報を自転車利用者が入手できるよう、走行可能なルートや食事・休憩場所、立ち寄りスポットに関する情報等を Web 等により情報発信します。 <p style="padding-left: 40px;">・予土まち散走【三間編】 など</p>



第6章 社会実験

1. 実験の目的

自転車と歩行者の共存、回遊性の向上を目指すことを目的に「社会実験」を行います。

社会実験 1 宇和島きさいやロード（市道恵美須町京町線）における自転車と歩行者の共存

場 所	宇和島きさいやロード（市道恵美須町京町線）
現 状	本商店街は、歩行者用道路（軽車両を除く）となっており、自転車と歩行者が混在している。
手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・三角コーンやテープによる駐輪スペースの確保、歩行者・自転車の通行レーンの空間的分離 ・「ベンチ」を障害物として利用することで、来街者へのおもてなし空間の創出を図る
期待される効果	来街者の満足度や安全感、ポタリングやウォーカブルな街づくりに寄与する。（自転車によるまちづくりの拠点の一つを目指す。）
現 状	



社会実験2 市道栄町港丸之内線における自転車・歩行者の共存

場 所	市道栄町港丸之内線
現 状	本路線は、通学路の一部であり、また歩道部は自転車歩行者道として整備されているものの、特に朝夕の通学時間帯は多くの自転車と歩行者が混雑している状況にある。
手 法	・簡易標識やピクト等による歩行者・自転車の通行レーンの空間的分離
期待される効果	歩行者と自転車の通行帯を分かりやすくすることで利便性と安全性の向上が図られる。また、本路線は城山の外周にあたることから、観光面での回遊性も同時に確保できる。
現 状	
整備イメージ	



社会実験3 レンタサイクルの片道利用（乗り捨て）による回遊のしやすさ

<p>場 所</p>	<p>宇和島市観光情報センター シロシタ 道の駅 みなとオアシスうわじま きさいや広場 宇和島市学習交流センター パフィオうわじま 宇和島市立伊達博物館</p>
<p>現 状</p>	<p>現在、「シロシタ」と「きさいや広場」にはレンタサイクルがあるが、返却は借りた場所でしかできない状況であり、利用者にとって利便性が良いとは言えない。</p>
<p>手 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに、「パフィオ」と「伊達博物館」にもレンタサイクルを設け、かつ、片道利用（乗り捨て）可能な環境を整える。
<p>期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> レンタサイクルの利便性の向上や街中の回遊性向上 レンタル及びサイクリングコースやポタリングコースのスマホアプリとの連携等、DXの活用による利便性の向上
<p>現 状</p>	<p style="text-align: center;">宇和島市観光情報センター シロシタの状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> 



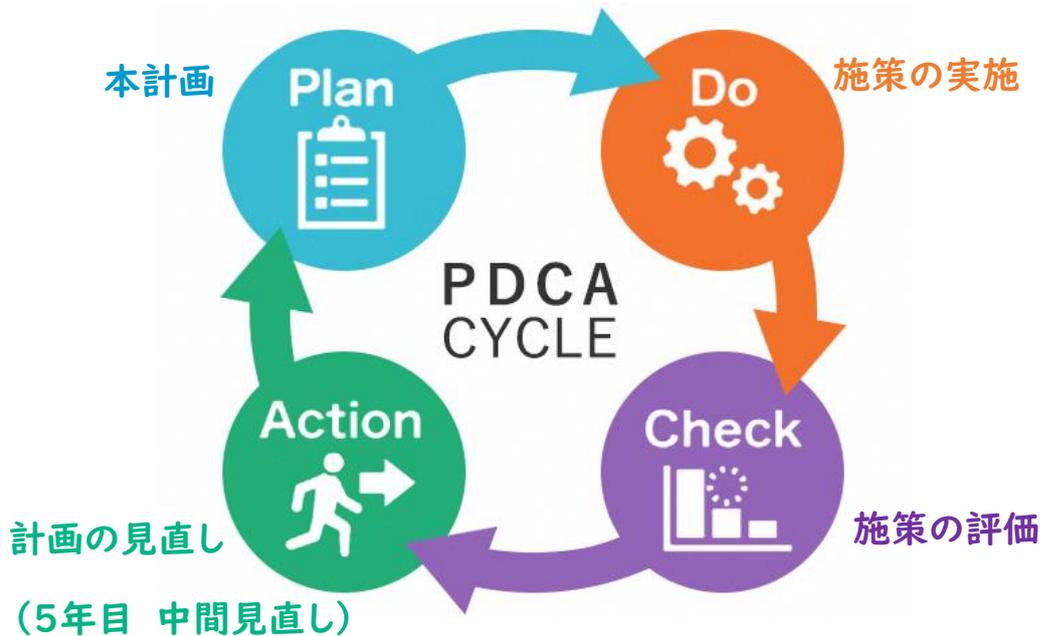
第7章 計画の進捗管理、評価と見直し

1. 計画の進捗管理

計画期末までに、本計画（Plan）に記載した施策（Do）に対し、施策の効果や進捗状況の評価（Check）を行い、国内の社会情勢の変化や本市における新たな課題等を踏まえて、本計画の見直し（Action）を行います。

また、計画の進捗状況については、毎年度フォローアップを実施し、必要に応じて有識者の助言を受け、計画全体の進捗状況を評価・検証し、事業の見直し・改善等を行います。

図表 14 計画の進捗管理（PDCA サイクル）



宇和島市自転車活用推進計画

令和6年3月発行

発行 宇和島市

編集 宇和島市 建設部建設課

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

TEL：0895-24-1111（代表）

